

平成二十二年九月三十日 午前十時開議

△開 議

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

○議長（兼田勝久君） これから、本日の会議を開きます。

会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

△日程第一 議案第五三号始良市総合計画審議会条例制定の件

○議長（兼田勝久君） 日程第一、議案第五三号始良市総合計画審議会条例制定の件を議題とします。総務常任委員長の報告を求めます。

〔総務常任委員長有馬研一君登壇〕

○総務常任委員長（有馬研一君） おはようございます。ただいま議題となりました議案第五三号始良市総合計画審議会条例制定の件について、総務委員会は去る九月二十二日と二十四日に関係職員の説明を求め審査をしましたので、その主な経過と結果について報告いたします。

委員の出席につきましては、二十二日午後からと二十四日、和田委員欠席のもとで行いました。

この議案は、始良市としての「まちづくり」の方向性などを示す「始良市総合計画」を作成するため、この計画に関する重要事項を調査審議することを目的とした審議会設置のため、条例を制定するものであります。

条例については、第一条が設置について、第二条が所掌事項として、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議し、その結果を答申するとしています。

第三条が組織について、第四条が委員の任期、第五条が会長は会務を総理し、審議会を代表するとしています。第六条がその職務代理、第七条が会議、第八条が庶務、第九条が委任にしており、この審議会は三十人以内の委員で組織するとしています。

質疑、審議会委員のそれぞれの人数は何人か、地域をよく知っている地域の代表者をこの会に入れようという話はないのか。

答弁、市議会議員六名、公共的団体等の代表者をおおむね十八名から二十名、学識経験を有する者一名、その他市長が特に認めた者三名を予定しております。

公共団体の代表者の中に、地域の代表（地区公民館代表者）、民生委員さん、老人クラブ会長さんなどを考えていますが、地域的なバランスをとりたいと思います。また、その他市長が特に必要と認めた者の三名は公募で地域ごとに選考したいと考えております。

以上で審査報告を終わりますが、採決の結果、委員全員の賛成で議案第五三号始良市総合計画審議会条例制定の件について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第五三号始良市総合計画審議会条例制定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第五三号始良市総合計画審議会条例制定の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第二 議案第五四号始良市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

○議長（兼田勝久君） 日程第二、議案第五四号始良市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。市民福祉常任委員長の報告を求めます。

〔市民福祉常任委員長横山 弘君登壇〕

○市民福祉常任委員長（横山 弘君） おはようございます。引き続き市民福祉常任委員会に付託されました議案第五四号始良市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、九月二十二日、委員全員と関係職員の出席を求め、詳細に審査を行いました。

この条例の改正の目的としましては、子どもを養育する家庭において、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、必要とする医

療が容易に受けられるよう保護者の経済的負担を軽減させるとともに、子どもの健康の保持増進を図るために子どもに係る助成を行うものです。

また、主な改正内容ですが、助成対象を「小学校就学前」から「小学校修了まで」に改正、乳幼児についての助成額は、今まで課税世帯では一部負担額から三千円を控除した額でしたが、一部負担金の額となります。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑で、改正することにより、乳幼児医療の対象者はどのくらいになるか。また、医療機関の体制はどうなるか。

答弁で、おおむね九千人と考えます。また、医療費の助成額は、現在六歳未満までで毎月五百万円前後、施行後は今までの一部負担金の三千円未満の分を加えて、年間約一億九千万円と見ております。

医療機関の対応につきましては、助成対象が広がることにより、小児科の受診が多くなり、緊急の患者が待たされる可能性が危惧されます。今後、医療機関の状況も見ながら考えなければなりません。但し、後日、助成金が振り込まれる自動償還となります。助成金が振り込まれるのは二カ月後になります。

次の質疑として、助成を受けるまでに手順はどのようになるのか。また、助成金が振り込まれるまでにどのくらいかかるかの質疑に対し、答弁で、これまでどおり窓口で一たん一部負担金を支払っても振り込まれるのは二カ月後になります。

次の質疑で、高額医療のように、一部負担金を支払わない形はとれないのかに対し、答弁で、県の体制がおくれているのか、県の要綱で支払い方法は現在の状況を踏襲するような要綱になっています。

一部負担金を払わないようにするには、県の要領が改正され、県内の他の市町村が取り組もうと考える、医療機関、国保連合会と話をする必要が有ります。今後、考えていくことだと思っております。

質疑としまして、制度の改正で子どもの医療費がかからなくなり、夕方、夜間の受診を受けるコンビニ受診が都会ではふえ、小児科医に負担をかけて医師の減少につながっていると聞く。病院の受診が必要かを問うシャープ八〇〇〇番というダイヤルもあるので、その広報もしていただきたい。

今回の改正でコンビニ受診等の抑制について、広報等の準備はしているかに対し、答弁で、これから広報準備に取りかかりますが、医師不足ということも考えながら、なるべく医療費の増大にならないように広報したいと思えます。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

賛成討論として次のとおりです。

条例改正について賛成です。ただせっかく条例改正されたので、医師不足のことも考え、保護者にコンビニ受診のないよう広報等を周知徹底してほしいとのことをつけ加えて賛成討論とします。

以上のような討論があり、採決に入りました。

採決の結果、議案第五四号始良市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論はまずありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 反対討論ないようでございます。賛成討論を受け付けます。

○二四番（堀 広子君） 今回の条例の改正は、子どもの養育を

する家庭において、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、必要とする医療が容易に受けられるよう、保護者の経済的負担を軽減するために今回小学校の就学前から小学校の修了までと大幅に拡充されましたことで、住民の皆さんが大変喜ばれているという声が私のところに届いております。大変すばらしい、大変始良市に住んでよかったと言えるまちに一步一步進んでいくことを大変期待し喜ばしく思っているところでございます。

しかし、この乳幼児医療費、いわゆる子どもの医療費の改正になりましたが、まだまだ鹿児島県はこの乳幼児、子どもの医療費にかかります組織体制が大変おくれておりますので、そういう意味では、今後の課題といたしまして、窓口の負担を無料にできるように、しかも自動償還払いになりますと、二カ月後に返ってくるという、窓口でお金の心配をしないで病院に行ける、そういう体制の窓口無料化を目指して、一步一步前進することを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はございませんか。

○二二番（新福愛子君） 私も議案第五四号始良市乳幼児医療費

助成に関する条例の一部を改正する条例の件について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正は子どもを養育する家庭における経済的負担の軽減や、安心して産み育てられる環境整備の大前進であり、長年の悲願成就ともいえる快挙です。笹山市長が示された市民の要望に素早く応える姿勢を持ち、将来に向けて打つべき施策を確実に実行し、市民生活の安心を確かなるものにするのが大切であると強く確信しておりますとの施政方針の具現化であり、対象年齢の拡充に対しても、これまで全国や鹿児島県においての後進地であった始良市が子育て支援の先進地を目指して、大いなる第一歩を踏み出すことへとつながります。

施行期日となる二十三年一月一日に向けて、一点目、この施策の実施に当たっては多大なる財政、とうとい税金が支えとなること。二点目、夜間診療判断に迷うときは、小児科医の負担軽減と養育者の育児不安解消を目的として開かれている鹿児島県小児救急電話相談シャープ八〇〇番などを紹介し、病状が悪化しないよう的確な判断やアドバイスを受けながら、診療時間のいわゆるコンビニ受診を控えることなどを、この施策を享受される子育て世代の皆様に深く理解していただけるような広報周知活動がなされることを希望します。その上で、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の増進が図られ、県内で一番暮らしやすく子育てしやすいまち始良市となることを心から願い、賛成討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第五四号始良市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第五四号始良市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第三 議案第五七号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第三号）

○議長（兼田勝久君） 日程第三、議案第五七号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案はそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

「総務常任委員長有馬研一君登壇」

○総務常任委員長（有馬研一君） ただいま議題になりました議案第五七号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第三号）の所管部門について、総務委員会は九月二十二日、二十四日の二日にわたり、関係職員の説明を求め、現地調査を行い審査いたしましたので、各部課の主な予算について、経過と結果を報告します。

委員の出席につきましては、二十二日午後からと二十四日和田委員欠席のものと行いました。

議会事務局、議会費の主なものは、会議録調整及び委員会会議録

作成に伴う時間外手当とコピー代の消耗品であります。

総務部、今回の補正については、合併後四カ月が経過する中で、当初予算を編成する段階で想定されなかったもの、あるいは今後新たに取組む事業等について、補正予算が計上されております。

総務課及び秘書課、歳出は款二、総務費、項一、総務管理費、目四、一般管理費、節三、二百七十五万九千円は職員手当等の計上、目二、文書広報費、節十二、役務費二千六万五千円は通信運搬費で、後納郵便等の経費です。

歳入では、款十五、県支出金、項二、県補助金、目一、総務費県補助金二千六十九万五千円のうち、四十五万円は県地域振興推進事業補助金（一／二）です。

財政課、歳出は款二、総務費、項一、総務管理費、目四、財産管理費、節十一、需用費百五十万円は、始良庁舎維持修理料、節十五、工事請負費三百五十万円は蒲生庁舎別館防水工事費用です。

歳入は、款十、項一、目一、地方交付税三億千万円は普通交付税です。

危機管理課、歳出は、款二、総務費、項一、総務管理費、目七、防犯対策費、節十三、委託料十六万円は旧始良町暴力追放看板撤去費十一カ所分の計上です。

税務課、歳出は、款二、総務費、項二、徴税費、目二、賦課徴収費、節十四、使用料及び賃借料百万八千円は課税支援システム賃借料です。

収納管理課、歳出は、款二、総務費、項二、徴税費、目二、賦課徴収費、節十一、需用費、消耗品費六十万円は三市のゼンリン地図や車載用ナビDVDや納付書発行用トナー等の経費の計上、修繕料

八万八千円は公用車（アクティブ）のエアコン修理費です。

会計管理部、歳出は、款二、総務費、項一、総務管理費、目五、会計管理費二百三十一万五千円は職員手当や共済費及び賃金の計上です。

企画部、企画政策課、歳出は、款二、総務費、項一、総務管理費、目八、企画費、節十三、委託料千四百二十八万円は民間資金等活用調査業務委託料千五十万円と道路案内標識設置委託料三百七十八万円です。

歳入は、款十五、県支出金、項二、県補助金、目一、総務費県補助金二千六十九万五千円のうち、二千二十四万五千円は県地域振興推進事業補助金（一／二）です。

情報政策課、歳出は、款二、総務費、項一、総務管理費、目九、情報管理費、節十四使用料及び賃借料百六十二万四千円は、パソコンリース料四十台、八十六万八千四百円と、プリンターリース料四十台、七十六万二千四百八十八円の経費です。

商工観光課、歳出は、款五、労働費、項一、目一、労働諸費、節十三、委託料二千五百四十二万円のうち、千五百四十二万円は市観光バス運行試験事業委託料九百七十五万円と、観光人材育成事業委託料五百六十七万円の経費です。

消防本部、款九、項一、消防費、目三、消防施設費、節十一、需用費百万円は蒲生地区防火水槽の修理費、節十九、負担金補助金及び交付金四百万円は消火栓設置維持管理負担金の計上です。

質疑、秘書課設置は行革と逆行ではないのか。

答弁、来年四月の組織再編を見据え、行政改革推進室とともに協議しながら、将来的には秘書広報課となる予定で設置しました。

質疑、委託料のPFI手法による施設設備三カ所の可能性を図るための調査業務の内容を具体的に示せ。

答弁、PFIによる公共事業の進め方ということで、現在のところプロポーザル方式で委託を決定して、スケジュール的には事業所の企画提案による事業ですので、概略になりますけれども、まず事前調査として、今後、始良市で実施されるであろう事業でPFI方式が活用できる事業を洗い出してもらいたいと思っております。

その中で、主に三事業に関しましては、基本構想・基本計画を策定します。この基本計画・基本構想はあくまでもPFIの資金の活用ができる程度の基本構想・基本計画をつくっていただいて、その後、PFIの事業を導入した可能性調査を行って、報告書を作成するという手順で進める予定です。

質疑、労働諸費の観光人材育成事業委託料を説明せよ。

答弁、始良市蒲生観光交流センター近くの古民家を旧蒲生町時代に購入して改修工事を行ってまいりました。交流センター別館ということで来年四月オープンをめどに準備を進めています。観光客の休憩所及び簡単な飲食を提供するところとして計画しています。そこに従事する人材を育成する事業であります。

質疑、金山橋の整備事業について、以前、改修工事を行おうとしたが、水道管が通ってできなかった経緯があるが、どのような工事になるのか。

答弁、ガードレールが設置してありますが、それを取り除き欄干部分の改修工事と草木が茂っているので、それを取り除きます。橋の中央部分に水道管が通っていますが、それはそのまま石畳を敷く工事になります。

質疑、市観光バス運行試験事業委託料を詳細に示せ。

答弁、先ほど業者から提案を受けると言いましたが、例えば、南国交通、鹿児島交通、あいら交通、加治木観光など、うちならこんなふう運営をしますというような提案をしていただきます。見積もりでなくアイデアを提案していただくことになります。

また、試験運行をして、今後、事業として成り立つか試験していくこととなります。

コース案については、(一) 始良市のメイン観光地を観るコース、(二) 歴史探訪コース、(三) 伝統工芸品コース、(四) 体験コース、(五) 湯ったりコース、(六) まち歩きコース、(七) 買い物を楽しむコースの以上七コースを案と考えております。

以上で、審査報告を終わりますが、討論では反対討論がありませんた。

一、PFI方式の調査委託料は、地方の企業の参入がしにくくなる、また、返済に十年から三十年かかるので、財政の硬直化が起る。

二、常備消防費の消防広域化負担金は、広域化することで、これ以上効率化されサービスの低下を招くおそれがあり不安である。

などの反対討論がありました。

採決の結果、議案第五七号平成二十二年度始良市一般会計補正予算(第三号)の所管部門については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

これで総務委員長の報告を終わります。

○議長(兼田勝久君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

次に、市民福祉常任委員長の報告を求めます。

〔市民福祉常任委員長横山 弘君登壇〕

○市民福祉常任委員長（横山 弘君） 引き続き、市民福祉常任委員会に付託されました議案第五七号平成二十二年始良市一般会計補正予算（第三号）の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は九月二十二日、委員全員と関係職員の出席を求め、詳細に審査を行いました。

また、九月二十四日、委員全員と関係職員出席のもと、現地調査を行いました。

まず、市民生活部について主なものを報告いたします。

市民課は、人件費で転入転出や戸籍の届出等の残務整理時の時間外勤務手当、戸籍システム改修委託料、県各市消費生活相談員連絡協議会負担金の計上です。

保険年金課は、国民年金事務費は、総合支所における再任用職員の業務変更に伴う給与減と共済費の増額、合併に伴い本庁における異動・給付事務並びに年金免除確認申請事務、障害年金受給者の所得状況調査の取り扱い件数増による時間外勤務手当の増額が主なものです。

国民健康保険費及び後期高齢者医療費は人件費の関係の計上です。歳入につきましては、後期高齢者医療特別会計並びに老人保健医療特別会計の平成二十一年度実績精算に伴う繰入金の計上です。

健康増進課は、臨時職員が短期から長期へ移行する社会保険料と

管理栄養士が産休に入るため臨時職員の賃金の計上であります。

生活環境課は、人件費関係の計上と環境美化条例に基づく雑草除去委託料及び新留地区の飲料水供給施設費補助金並びに資源ごみ測定の計量検査手数料の計上です。

歳入は、雑草除去委託金の計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑で、戸籍システム改修委託料について、具体的にどのような改正があったのか。また、件数的にはどのくらいあったのか。に対し、答弁で、法改正の最大の特徴は、除籍等の保存期間の伸長で、それまでの規則は除籍になった年から八十年保存でしたが、百五十年保存に延びたことです。

また、旧始良町、旧加治木町は、戸籍電算化とともに、保存していた除籍についてもすべて電算化しましたが、旧加治木町は当時の戸籍法施行規則の規定に基づき、保存期間を八十年を経過した除籍は電算化しておらず、大正十二年以前は紙戸籍で管理しています。

また、旧加治木町では八十年経過したものうち、大正十三年から昭和三年までの除籍について電算化はしているものの廃棄決定しており、証明発行ができないため、今回補正予算を計上し、廃棄決定を解消し証明発行を可能にするものです。

質疑で、警察学校の転出転入の件数はどのくらいか。に対し、答弁で、定員百名なので百件を見込んでいましたが、九月の転出では五十三件でした。

次の質疑で、時間外勤務手当の内容の中に、警察学校の転出転入入力とあるが、経費の伴わないやり方はないのか。また、警察学校の転出転入手続きには毎回こういう経費がかかるのか。に対し、答

弁で、警察学校の転出転入は毎年二回あり、窓口対応をスムーズにするためにまとめて持ってきていただくと、時間外の入力となります。

質疑で、社会保険庁が自治体に連絡なしで障害手帳保持者に障害年金受給の問い合わせを自治体にするように通知したことで、窓口相談件数が増大しているとのことだが、その際に説得マニュアルというようなもので対応されたのか。に対し、答弁で、社会保険庁からの対応の仕方という通知が来ていたのでそれで対応しております。

次の質疑で、障害年金相談の対象者はどのくらいなのか。

答弁で、今までだいたい百件ぐらい受け付けています。ただし、相談に関しては市外の方も含まれております。

次の質疑で、今回社会保険庁が自治体に連絡なしで障害年金の相談をするように通知して窓口が混雑したが、市民が混雑しないようにこの状況を広報しないのか。

答弁で、障害年金にはいろいろなパターンがあるので、全部を広報に載せることはできないが、来年は社会保険庁はこのような通知はしないということでしたから、今年度でおさまると思います。

質疑で、産休の職員の代替に短期臨時職員で対応できるのか。の質疑に対し、答弁で、合併後、産休の職員が多く、職員の配置がで

きず臨時職員で対応するしかない状況です。
質疑で、新留地区営農飲雑用水管理組合により、水道施設の滅菌装置二基の故障についての要望に対して一基分の補助金を出したの

はなぜか。
答弁で、壊れていたのは一基だけだったことと、機能的に滅菌装置は一カ月ごとに交互に動いているので、二基同時に修理した場合

には、また次に同時期に壊れることを避けるということも考えて、今回は一基分の補助金となりました。

質疑で、機械の耐用年数はどのくらいか。に対して、答弁で、通常七年と聞いております。

質疑で、壊れたときに対応しているということだが、定期点検はしていないのか。に対し、答弁で、今のところ自治会の方が草払いや点検をされています。

質疑で、雑草除去委託料について、空き地の雑草処理については苦情も多いと思うが、どのような手順をとっているのか。に対し、答弁で、苦情が出ているものの九五％は処理しています。手順については苦情のあったところは地権者を探し、通知を出します。それでも連絡がなければ再通知、催告となります。本年度は地図情報システムを活用し、例年苦情が出てきているところをマークし次年度に備えます。

次に、福祉部関係について申し上げます。

福祉部の今回の補正の歳出では、障害者日常生活給付事業や児童手当・児童扶養手当等の扶助費と、システム改修に伴う委託料、地域の介護・空間整備事業でグループホームにスプリンクラーを設置した福祉事業所への補助金が主なものです。

また、歳入につきましては、今回歳出補正予算に基づき、国県補助金等歳入見込み額を補正しています。

質疑の主なものを申し上げます。
質疑として、生活保護関係で福祉事務所が設置されたことで出てきた経費はどのようなものがあるのか。

答弁で、ケースワーカーの人件費、機器の購入費、設備設置費等

の経費等です。

質疑で、福祉事務所を設置したメリット、また市が行うことで差異はあるのか。に対し、答弁で、国の基準に基づいておりますので差異はありません。メリットとしては今まで生活保護申請等で一人県に上げていて、かかっていた時間が短縮されたことなどです。

質疑で、生活保護の判定は職員だけですか。市だけですると判定が甘くなるのではないかとの声もあるが、その辺はどうか。

答弁で、合併に伴い県から二名の職員が指導等のため派遣されています。判定に関しては国からの委任の事務もあるので、国の基準に基づいています。昨今の不況のもとで稼働年齢層の申請もあり、判定に困難な場合もケース判断会議をして、部長を含め組織的な対応をしています。

質疑で、生活保護世帯の状況はどのようになっているのか。に対し、答弁で、三月の段階で五百九十九世帯、九百四十名、七月段階で六百二十五世帯、九百九十三名です。

扶助費の補正の中のストマの対象者はどのくらいなのか。また、オストメイト対応トイレは何方所設置されているのか。に対し、答弁で、直腸機能障害の方が百一名、膀胱機能障害の方が二十二名です。オストメイト対応トイレが設置されているのは旧加治木町では加音ホール、旧始良町では本庁舎、総合運動公園、重富地区公民館、北山伝承館、旧蒲生町ではくすくす館です。

質疑で、時間外勤務手当の県からの移譲事務や所管がえに伴う新規事業への対応の新規事業はどのような事業なのか。また、法律等の改正の見直しの内容はどのようなものか。に対し、答弁で、県からの移譲事務については、障害者福祉手当等の受付、認定、給付等、

一連の事務にかかわる業務、手当の内訳は、障害者特別手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当です。

法律等制度改正の見直しについては、四月に障害者自立支援法の政省令の改正ですが、自立支援給付費の非課税世帯の自己負担分がゼロになりました。制度自体が流動的で今後さらなる負担の見直し等が見込まれるという事の対応で計上しました。

質疑で、時間外勤務手当の中に、母子生活支援施設措置事務があるが、市内にDVの緊急避難場所的な施設があるのか。に対し、答弁で、始良市内にはありません。緊急的な一時保護施設となりますと、鹿児島市にある女性相談センターになります。

以上で、質疑を終結し討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第五七号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第三号）のうち、市民福祉常任委員会に付託された議案は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○一三番（里山和子君） 産休の職員が合併後多いということが書かれておりますけれども、何名ぐらいいらっしゃるか、委員会で調べられたでしょうか。

○市民福祉常任委員長（横山 弘君） 数的には、非常に多いということだけしか聞いてないです。

相当な人数あるということでは聞かなかったのをごさいます。

○議長（兼田勝久君） ほか質疑はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これでは質疑を終わります。委員長、降壇ください。

次に、産業文教常任委員長の報告を求めます。

〔産業文教常任委員長笹井義一君登壇〕

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 続きまして、産業文教常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと、九月二十四日に開催し、部長以下、担当職員の出席を求め、詳細に審査いたしました。

教育部について主なものを報告をいたします。

補正額は二百六十四万九千円で、補正後の予算総額は二十億九千七百六十六万四千円であります。

教育総務課は、蒲生教育課に臨時職員一人を配置するための賃金と、校長・教頭住宅の修理などの補正です。

また、帖佐幼稚園の職員の病気休職に伴い、臨時職員一人を配置するための補正です。

学校教育課は、小学校で使用する消耗品や備品の購入費、各中学校の修繕料及び理科教育等施設整備補助金の決定に伴う補助金などの補正であります。

社会教育課は社会教育・公民館関係の職員の時間外手当などの補正です。

図書館は図書の購入費及び施設・設備の修繕料などの補正であります。

保健体育課は、体育指導委員の研修に要する経費と、陶夢ランドの浄化槽ブローアの修繕料及び西始良小学校に調理員として長期臨

時職員一人を配置するための経費などの補正です。

質疑の主なものを申し上げます。

教育総務課の関係で、質疑、学校管理費は主にどの学校か。各中学校修繕費四百万円でグラウンド補修などがあるが、どのような内容か。

答弁、備品は帖佐小学校が一眼レフカメラ、プリンター等を計上しています。

中学校補修は規模がさまざまなので、今回は修繕で対応できるものだけを計上しています。規模の大きいものについては、平成二十三年以降、実施計画に上げてできるだけ早い段階で財政課と協議したいと考えています。

質疑、校長・教頭住宅は四十七棟とあるが、建てかえの年次計画はあるか。

答弁、償還の終了が平成二十六年度になりますので、償還額が五百八十万円程度浮くこととなります。今後、建てかえがよいか補修で対応していくか、財政課と協議した上で検討いたします。

学校教育課の関係です。質疑、理科教育等設備整備補助金にかかる備品の充足率はどうか。また、備品の充足率は十分か。

答弁、備品の充足率は旧加治木町で小学校約二八％、中学校約一八％、旧始良町で小学校約四〇％、中学校約二四％、旧蒲生町で小学校約一〇％、中学校約一二％です。備品の充足率は高いほうが多いのですが、始良市も各学校に教材備品を歳出していますので、それとあわせて理科の実験器具等をそろえるようにしております。

質疑、A L Tの任期終了後、委託としているが状況はどうか。

答弁、現在イングリッシュランゲージスクールと委託契約してお

り、市内五中学校に三人派遣しています。

質疑、今後も民間委託となるか。

答弁、合併協議の中で、始良市は旧蒲生町の民間委託の方法で行うと決定したため、現在民間委託しているところです。旧始良町ではJETによるALTを雇用し、旧加治木町では事務所のALTを活用していました。今後の状況を調査し、比較・検討して対応したいと考えております。

この中でJETというのは、国が派遣する、そういう事業でありまして、国のものを受けてALTを雇用するという、そういう制度の違いでございます。

保健体育課でございます。質疑、西始良小学校は児童数が年々減っているが、今回長期臨時職員を増員した理由を示せ。

答弁、今年三月までは職員二人、長期臨職一人、短期臨職一人体制で行っていましたが、四月より職員二人、短期臨職一人の体制へと変更しました。しかし、職員への負担が大きくなり過ぎてしまったため、今回長期臨時職員の増員を要求しています。

図書館、質疑、消耗品費は中央図書館の分であるが、加治木と蒲生の図書館については必要ないのか。

答弁、当初予算として加治木図書館三百五十万円、蒲生公民館図書室五十万円を計上しておりますので、今回補正はありません。

次に農林部でございます。農林部について主なものを申し上げます。

農林水産部です。補正額は二千八百九十八万七千円で、補正後の予算額は八億七千三百三十二万円です。

労働費のうち、農林水産関係の補正は、緊急雇用創出事業臨時特

例基金事業を活用して、地図システムを作成するための委託料です。

農政課は、職員の時間外勤務手当、小山田機械利用組合が「地域農業経営構造対策支援事業」を導入して購入する「穀類乾燥機」の補助金、北山伝承館の修繕料及び蒲生ふれあいセンター、小山田農産加工センターの備品購入に係る経費などの補正です。

耕地課は、農道及び農業用施設整備に係る賃金、重機借上料、原材料費と公用車及びトイレの修繕並びにガードレール等、農業用施設の維持管理に係る委託料などの補正です。

耕地災害復旧費は、六月十七日から六月二十二日の降雨により被災した農地六件、施設一件の復旧に係る経費の補正です。

農林水産課は、林道の整備及び維持管理に係る賃金、重機借上料、工事請負費及び委託料と、さえずりの森の浄化槽の修繕料に係る経費などの補正です。

林道災害復旧は、台風等が発生した場合の土砂除去等に係る経費の補正です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、小山田機械利用組合の構成はどうなっているか。また、歳入と歳出の差額分の負担割合はどうか。北山伝承館の電源改修は照明器具が入っているのか。

答弁、小山田機械利用組合は八人で構成しています。現時点で四ヘクタール耕作しており、五年後を目標に六ヘクタールを考えています。事業費二百四十三万五千五百五十円のうち、百二十一万七千円が国の補助金で市が二十四万七千円の補助、地元負担が九十七万一千五百五十円であります。割合は国が五〇%、市が一〇%、地元が四〇%です。北山伝承館の電源改修は照明器具を含めた予算計上

であります。

質疑、小山田農産加工センターで冷凍庫の計上をしている。利用状況はどうなっているか。

答弁、利用形態は、生活改善グループなどの一般の利用者と企業的な生産加工を行っている組織と、おおむね二分化されます、二つに分かれます。企業的な生産加工は専用の機械を必要としますので、加工センターを使用し、それ以外の方は生活改善センターを利用していただいております。

次に、林務水産課でございます。質疑、地図システムの目的及び活用の方法は。運用には手間と経費がかかるが、各課間の話し合いは行われているか。

答弁、地図システムについては、ことしの春先に税務課を中心に事業課を対象にしたシステム導入の協議を行っています。その中で基本となる地籍図の取り扱い及び更新については、固定資産税係で対処することになっております。

財産価値のある情報を共有することが可能になります。システムは完成していますので、市道の平面図、農道、林道等、各事業課で入れられる情報を搭載して、関連する情報はなるべく一体化することと職員がこの情報を業務に活用することを考えています。

次に、農業委員会に入りますが、農業委員会は今回の補正は、農地法改正に対応した農業委員の新たな役割が求められて、農業委員会の組織体制の整備・強化と、現地調査等による農地の一筆調査などの実施が盛り込まれ、農地制度実施円滑化事業の導入に対する国の補助金の追加交付による増額です。農業委員の九州管内の県外研修などの補正であります。補正額は百九十七万二千元で、補正後の

予算額は一億二百五十九万一千円です。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、改正農地法が公布されたことで、農業委員の組織体制はどのように変わったか。また、それに伴う補正の計上はないか。

答弁、改正農地法には組織強化がうたわれています。農家のために優良農地を確保することなどの内容は変わりませんが、農業委員会の議事録の公表等を通して、農家の方に農業委員の透明性を周知し、本来の業務を明確化することができると考えています。また、利用状況調査が義務づけられたため、年一回全筆調査をすることによりシステムの改修等を補正計上しています。それにより内容の充実が図られると考えています。

質疑、県外研修の目的と場所を示せ。普通旅費について内訳はどうか。また、複写機はレンタルなのか。

答弁、県外研修の目的は、改正農地法の取り組みや、耕作放棄地解消等の先進的な取り組みをしている福岡県内農業委員会等を予定しています。普通旅費の額は市の旅費規程に基づき算定しています。また、農業委員会事務局の加治木支所と蒲生支所にコピー機を設置していますが、コピー料は消耗品で予算計上することになっておりますので、今回の補正で組み替えを行うものです。

以上で、質疑を終結し討論に入りました。討論もなく、採決の結果、産業文教常任委員会に付託された議案第五七号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第三号）は全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（兼田勝久君）　これから質疑を行います。

○二九番（森川和美君） ただいま報告説明がございましたが、この質疑の中で、校長・教頭住宅が四十七棟ということで、建てかえの年次計画云々がございました。この校長・教頭住宅、これは永久的に建てかえ修繕が必要であるわけですが、これを民間の住宅を借り上げるといふような議論はなかつたのでしょうか。これが一点と、もう一点は学校教育課の備品の問題ですけれども、充足率が極めて低いという数字があるわけですが、このことについて何か突っ込んだ提言あるいは話題にはならなかつたのでしょうか。この二点でございます。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 職員住宅につきましては、始良、蒲生、加治木、合わせまして四十七件ということでございます。この住宅を改修するのか、あるいは建てかえをするのかという議論は当然ございましたけれども、民間の家屋を借りて、借り上げをするということは話題に上っておりません。

それから、備品の充足率ですが、これは我々もえらい低いなという思いはしておりますけれども、しかし、どれだけの充足率、一〇〇%でということはありませんか、委員さんといふことは、これ以上は出ておりません。またこれで大丈夫かということはしてありますけれども、それ以上のことは突っ込んだ質疑は入っておりません。

以上です。
○議長（兼田勝久君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○二四番（堀 広子君） 今の件でございますが、極めて特に中学校の備品の充足率が低いかに思われますけれども、大丈夫

かというだけで終わってしまったって、その答弁はなかつたのでしょうか。教育に支障はないのかどうか。そこら辺の審議もされなかつたのでしょうか。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） これで教育に支障がないかということでございますけれども、支障があれば当然これは買わなければならぬ備品でございますので、これで支障があるという報告もありませんでしたので、それはこれで足りているというふうには我々は委員会としては解釈いたしております。

○二四番（堀 広子君） いわゆる大丈夫だというふうには委員会には受けとめたということで理解してよろしいわけですね。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） はい、そのとおりでございます。

○一三番（里山和子君） 今その理科教育の備品のことですけれども、余りにも充足率が低いなということでびっくりしたんですけれども、こういうパーセントの充足率でいいのかどうか。他市町村はどういうことなのか、あたりは調べておられませんでしょうか。
○産業文教常任委員長（笹井義一君） 現状では調べておりませんが、しかし、このことは今言われたことも踏まえて所管の調査とさせていただきます。

○一三番（里山和子君） はい、それはお願いしたいんですが、図書館のことですけれども、中央図書館の消耗品費が組まれておつたわけですが、人口に対して何%とかの図書基準がありますよね。あれに対して中央図書館、加治木、蒲生の図書館はどのぐらいの充足率になっているのか、調べておられますでしょうか。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） このことについては本会

議の中できちつと報告がなされておりますので、私どもはそれ以上の審査は行っておりません。

○議長（兼田勝久君） いいですか。

○一三番（里山和子君） はい。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。委員長、降壇ください。

しばらく休憩いたします。

午前十一時 四分休憩

午前十一時 五分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） それでは、引き続きまして建設水道常任委員会に付託されました議案第五七号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第三号）の審査と結果について報告いたします。

委員会は、九月二十四日、二十七日に開催し、全委員出席のもと、関係職員の出席を求め、現地調査を含め詳細に審査いたしました。

工事監査部については、今後の事務遂行に必要な時間外勤務手当十五万円の計上です。

質疑、合併の関係から、工事発注等がおこなわれているが、今後、この時間外手当すべて支給できるのか。

答弁、職員五名のうち、三名分の時間外手当です。五十時間分を

計上していますので対応できるのではないかと考えます。検査については部長対応であるため時間外は発生しません。工事監査課の仕事と入札、執行、指名願い等、時間内の業務のため、また三人分の時間外勤務手当なので、この時間外で十分やっていけると考えます。

質疑、説明では理解する。時間外の代休処理はしないか。

答弁、検査は今からふえ、業務は厳しくなりますが、対応職員は検査等に関係しません。代休処理については工事監査課では発生しません。

質疑、舗装工事と土木工事の按分はどのようになっているか。何%を超えた分が舗装工事・土木工事と分けるか。金額により分けているか。取り扱いについて知りたい。

答弁、工事監査課として比率は決めていません。所管課の扱いになります。

質疑、基準は必要と考える。基本的な説明ができるようにし、それにより指名してほしい。強く要請したい。

答弁、今後、指名委員会等で検討したいと考えます。

次に、建設部について主なる概要を申し上げます。
今回の補正は、建設部関係で、土木費は一億二千五十九万九千円の計上であります。また、災害復旧費では二千三百二十八万六千円の計上であります。

それでは、各課について説明いたします。

土木課関係では、道路維持費で市道の維持・補修に要する委託料、工事請負費、原材料費等の計上であります。

道路新設改良費で一般単独道路整備事業に係る工事請負費及び測量設計委託料などがあります。

現年土木災害復旧費では、崩土除去等の重機借上料及び賃金、工事請負費では補助対象分三件と、市単独分十二件の災害復旧工事の計上であります。

用地課では、道路橋りよう総務費で公有財産購入とデジタルカメラ等備品購入費の計上であります。

区画整理課では、区画整理費で保留地等の雑草等除去と街路樹剪定に係る賃金の計上であります。

都市計画課では、公園費で都市計画変更図面作成業務及び都市公園のトイレ整備経費で宮島西公園にトイレを設置するものであります。

建築住宅課では、建築住宅管理費で公営住宅のプロパンガス集合装置取りかえや地上デジタル放送に対応した施設改修などの修繕料並びにカワラバト駆除及びシロアリ防除経費の計上であります。

質疑、委託料、維持管理費等があるが、実施計画に対して一〇〇%かの確認をしたい。町単の維持管理工事等について、工事に説明をお願いしたい。

答弁、路面委託料については一〇〇%です。要望に対してはすべてにこたえられていません。維持費に対しては実施計画の一〇〇%、道路新設改良費の工事請負費も実施計画の一〇〇%を計上、市単独事業においても、旧三町の実施計画の一〇〇%であります。

質疑、市民サイドの要望においてはたくさん残っている。申し込みについて何件積み残しがあるか。

答弁、資料を提出したい。

質疑、時間外勤務手当の計上について少ないのではないか。三町合併し工事発注、入札など業務が多いのではないか。足りるのか。

答弁、時間外手当については、この計上金額で精いっぱい頑張りたい。

質疑、代休処理扱いはないと解釈してよいか。

答弁、代休処理については総務部、財政課との協議が必要であります。

質疑、年休があるのに代休がふえ、職員の意欲がなくなる。時間外については時間外勤務手当で処理するとの方針で事業を進めてほしい。

答弁、できるだけ時間外対応としていきたいと考えます。

質疑、大きい工事になると中堅以上の業者が行い、小さな業者には回ってこない。百万円以下の工事については三町合併前のそれぞれの町の業者に工事発注できないのか。

答弁、金額により指名委員会で分けるようになっていきます。百万円以下の工事には旧三町の業者が入っています。指名委員会で決定します。工事監査部を含め、指名委員会で協議しなければいけないと考えます。

質疑、災害については査定を受けた分全部か。

答弁、三件ですべて採択されました。

質疑、舗装の入札等の比率についていろいろ聞く。金額でするのかなど、考え方もいろいろある。今後、金額でも工事の割り振りでもいいので基準をつくってほしい。合併当初であり、今後問題が生じると考える。問題が生じることのないよう、早急につくって執行してほしい。

答弁、基準については舗装、側溝改修等あればウエイトの大きいほう、金額の大きいほうを舗装でとったりします。今後については

関係部署と指名委員会で協議していきたくと考えます。

質疑、災害の補助対象事業三件の内容を知りたい。

答弁、住吉池上線（旧蒲生町）四百八十一万九千円、菖蒲谷・辺川下線（旧加治木町）三百五十四万四千円です。

質疑、工期はいつまでか。地域の要望がある。早目の完成をお願いしたい。

答弁、これから設計、発注、二月までには済ませたいと考えます。

質疑、東京の旅費は一回に二名は必要か。なぜ二名必要なのか、理由と場所は。

答弁、用地交渉のための出張です。交渉事で相手があり、一人では難しいです。言った、言わないなど、後々のことがあるため、事務担当、工事担当の二名で対応し、万全を期したいと考えます。朝日生命本社との交渉になります。

質疑、都市公園のトイレとしては金額が大きいです。設計事務所から請願が出され、始良市の設計は回ってこない。小さい設計二百万円程度の設計だけであるとのことであった。今回の設計についてはどこが行うのか。始良市地元の設計業者をお願いすることはできないか。また、トイレの概要について知りたい。

答弁、設計については建築住宅課の建築係に依頼をかけ発注します。市内業者で十分と考えます。概要については男子小便器二、大便器一、女子一、多目的トイレ一、計五基で計画しています。三十平方メートル程度を予定しています。

質疑、全国都市緑化かごしまフェアの内容・計画は。

答弁、来年三月十八日から五月二十二日まで鹿児島県で開催され

ます。メイン会場は吉野公園です。

質疑、市として何か予定しているのか。

答弁、全体で千五百平方メートルの一体花壇を鹿児島県で製作し、各市町にブースを割り当てることになっています。そのための負担金です。

質疑、シルバーの草払い賃金の単価は幾らか。

答弁、単価は六十五円です。作業の性格から短期間に作業を進めないといけないため、シルバーは難しいです。作業時期が春先と盆前のため、個人の発注が集中し多いようです。

質疑、区画整理事業の保留地がなければ草払いのお金は要らない。始良市になってから何筆売れたか。

答弁、三筆、三千九百二十万円の販売額です。

質疑、地デジ改修について、個人での出費はないのか。

答弁、鉄筋の四階建てなどの住宅は共同アンテナの取りかえで個人負担は少ないです。共同受信施設のため、電気代として共益費の中から負担されています。また、チューナー等機器購入は個人負担です。一戸建てタイプの住宅は個人負担となります。

質疑、他の住宅については、地デジ改修は済んでいるのか。

答弁、随時整備され今回が最後となります。

質疑、シロアリ駆除は予防か。ハトに関してはどうのような対策を行うのか。

答弁、既にシロアリが発生しており、調査の結果、巣が近くにあることから、住宅の周りに薬剤をしみ込ませた餌を埋設し、それを巣に持ち帰らせ巣ごと壊滅させるものです。

ハトの駆除については、高層になり、過去いろいろ講じましたが、

なかなか難しい状況です。今回の住宅は学校の近くでプールに入っている等、学校からも駆除の要望があり、また、入居者からもうるさい、ベランダにふんがある。衛生上よくないと、苦情も多いため実施します。方法としては、屋上に入り自由な小屋をつくり、餌づけをしてしばらくして入ったら出られないような形にし捕獲します。

質疑、捕まえたハトはどうするのか。

答弁、業者が処分します。ハトは平和の象徴のため、愛護団体から苦情もありますが、業者のほうで許可をもらって処分します。

質疑、以前、重富でシロアリ駆除を行った実績がある。その後、どのような状況か。

答弁、十年前駆除を実施しました。追跡調査を現在も行っていますが、駆除されたままの状態です。今回の東蔵王住宅についても、二、三週間様子を見ながら、三カ月観察することとしています。いなくなるまで継続して実施します。

以上で質疑を終結し討論に入りました。討論もなく、採決の結果、建設水道常任委員会に付託された議案第五七号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第三号）については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○一三番（里山和子君） いいですか。当局から委員会がもらった資料だと思うんですけども、私もいただきましたが、道路改良舗装工事、側溝整備について要望件数と、予算計上件数が書かれ

ておりまして、要望件数が二百八十一件で予算計上が三十九件、計上率が一三・八八%と書かれておりますが、額としては幾らぐらいかかるのかということはおわかりしておりますでしょうか。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） それでは、道路改良舗装工事、側溝整備ですが、件数と計上率はここに書いてありますが、道路改良は二十件で二億四百万円でございます。それから舗装工事につきましては、六件で二千五百万円です。側溝整備工事につきましては、十三件で五千七百万円です。

○一三番（里山和子君） 予算計上件数についての予算額はお知らせいただきましたが、要望件数のほうはどうでしょうか。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） この補正が組まれるまで里山議員も持っておられるその資料に、予算計上件数というのはここまで二十件、舗装工事が六件、側溝整備が十三件と今回のこの補正まではこの件数でございます。

○一三番（里山和子君） 私がお尋ねしたのは、要望件数が左のほうに書かれておりまして、総額だけでもいいんですけども、二百八十一件となっておりますが、これらを解決するのにどのくらいの予算が必要かということがわかっておりましたらお知らせください。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 今一問目の質疑にお答えしましたが、道路改良で二億四百万円、それから舗装工事で二千五百万円、側溝整備で五千七百万円ですから、このトータルです。ちよつと私はこの三つ足せばその金額が出てくると思います。

○議長（兼田勝久君） 委員長、要望二百八十一件の概算はわからないのかというものです。続けてください。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 要望件数二百八十一件です。ね、予算計上件数が三十九件、計上率が一三・八八%ということですが、これはおおよそ五年をめど、目途に今作業が行われておりますから、次の十二月議会の計上、そして三月にはないと思うんですが、そういうことで年度を締めくくるといふ当局の説明がございました。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。委員長、降壇ください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

反対意見から受け付けます。反対意見はございませんか。

○一三番（里山和子君） 議案第五七号平成二十二年年度始良市一般会計補正予算（第三号）について反対討論をいたします。

まず、第一点目ですけれども、債務負担行為の補正で六百三十万円、企画費の委託料、民間資金等の活用調査業務委託料一千五十万円、合計一千六百八十万円の委託料が組まれておりますが、この委託料は小学校建設とか火葬場とか消防署の建設について、PFI方式を導入するかどうかの可能性調査の予算となっております。PFI事業は従来は公共の手にゆだねられておりました公共施設等について、企画から建設、維持管理、運営まで一括して長期事業契約を交わすもので、導入された各地でさまざまな矛盾点が表面化してきております。その一つが二〇〇五年の八月の宮城県沖地震で起きた仙台市の屋内プールの天井の全面落下です。国と市の調査でも直接の事故原因は設計施工にあることが明らかになりましたが、それら

の不備を事前に行政が直接チェックできないPFIの仕組みの問題点が指摘されております。

また、PFIの効果の一つと言われております財政支出の平準化について、十年から三十年といった事業期間全体にわたり恒常的な後年度負担が生じまして、逆に財政を硬直化させるというおそれがあることや、地元企業の参加という点でも資金の調達能力とリスクを負う能力が求められることから、必然的に大企業に限られてくることなどが課題として指摘されております。このほかにもPFIであるがゆえの税の優遇とか免除、破綻リスク等の公共負担によりまして、財政支出はさらに膨らむ危険があり、住民の負担がさらに重くなる可能性があることや、また民間事業者の発案が尊重される事業化では、公共事業の枠が際限なく広がる危険性があるなどの問題点があります。

二〇〇七年指宿市の丹波小の建てかえ計画があつたのですけれども、当初は校舎のみの大規模改修の計画であつたものが、PFI方式を導入しようということで、校舎と体育館、屋内温水プールを新築するという計画に変更となりまして、事業費も当初の九億円が二十二億円強という巨額事業に変身しました。これに対しまして地元住民や地元建設業者の間で、一つの小学校に二十億円かけるのはいかがなものか、大手企業には太刀打ちできず、地元の業者は参入できないなどの反対の声が高まりました。二〇〇七年の九月、指宿の市議会では、住民団体からの六千五百人余りの反対署名を添えての再検討を求める請願が採択されました。この結果、PFIではなく校舎のみを地元業者で建てかえ建設となつたようでございます。

また、二〇〇八年、鹿児島県でも盲学校の整備に当たりました、

PFI方式の導入を行わない旨が二〇〇八年度に明らかにされました。二〇〇七年度にこの計画があつたんですけれども、営利企業が教育権の保障を担うことは無理があると共産党のまつぎ県議も反対討論をいたしました。

始良市で今回、平成二十二年度から二十三年度にかけまして、PFI事業が検討される予定ですけども、このことが住民に明らかになりますれば、安全面や財政面、業者の立場からさまざまな意見や不満、不安の声が持ち上がるのではないのでしょうか。また、特に学校建設等は安全、安心が最も重要視される建物であること等から、特に注意しなければならぬと思います。ただでさえ三百五十一億という莫大な借金を抱え、年間五十二億円の借金返済を強いられる始良市では、箱物建設に関しては慎重に慎重を期さねばならないと思っております。遠い将来に負担を残すことも考えるべきではないでしょうか。

二点目に消防費の中の常備消防費の負担金として、始良伊佐地域消防広域化運営協議会負担金四十一万五千円が予算化されております。阪神淡路大震災を教訓に、政府が消防法を改正し、消防広域化を推進しており、始良、伊佐、霧島市と湧水町を含めた広域化を検討しようということで任意運営協議会が立ち上がった、その負担金ということだそうですけども、消防がこれ以上広域化され合併されますと、職員が減りサービスが低下し、命と財産を守る消防業務がその役割を果たすことができず、市民の安心、安全を守ることができなくなります。任意協が立ち上がったばかりで結論が出たわけではありませんけれども、方向性を検討するということに反対です。

三点目としまして、地方交付税の中の普通交付税約十億円が今回

予算化されておられません。財政調整基金に約六億五千万円を戻したとしても、残りの留保額が約三億五千万円あるわけですから、もっと市民の切実な要求のところに予算を組む必要があると思えます。

例えば、先日の本会議で私の私的なことで申し上げまして、悪いところだけを言いましたんですけども、いいところも紹介しないといけませんので、私の家の前の側溝は庭の三分の二ぐらいを非常に側溝が傷んでいたということで補修を市で新しい側溝を入れていただきました。それを見て付近の住民の方が、これは私の自治会ではなくて、隣の自治会の会長さんのところに、自分のうちの前も側溝入れてほしいと、最近要望があつたと、会長さんから聞いたわけですけれども、皆さん本当に道路整備、側溝整備は切実なわけです。私も自分のうちの前だけでは大変御近所の皆さんに申しわけないです。その工事のときに係長に延長してもらおうようにお願いしたところでしたが、当局よりいただいた資料に先ほど指摘しましたけれども、資料によりますと、道路改良が五十八件の要望中、予算化が二十件で計上率が三四・四八%、舗装工事が百九件の要望で六件の予算化で計上率が、非常に少ないですね、五・五〇%、側溝整備が百十四件の要望で十三件の予算化で、計上率が一一・四〇%、合計要望件数が二百八十一件、予算化が三十九件、計上率が一三・八八%となっております。

先ほど、五年くらいでということでしたが、この調子でいきますと、七年くらいかかる計算になります。

最近、要望をされた方は十二月、最近要望をされた方は本年七月後に、五年から七年かかってやっとこう実現するというようなこと

になるわけですから、十二月の補正でもいいですから、思い切って今年度でも予算化してください。そして、五年というところを半分ぐらいに短くして、解決するぐらいの予算の組み方、お役所仕事といわれないようなスピードアップ化、実施計画になるように検討していただきたいと思います。箱物はほとんどつくる計画があるわけですから、もうちよつと住民の身近な切実な要求のところにも目を向けて、市になってよかったといえるような町にしていきたいと思えます。

以上、三点について指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（兼田勝久君） 賛成討論はございませんか。

○九番（森 弘道君） 議案第五七号平成二十二年度始良市一般

会計補正予算（第三号）について、賛成の立場で討論をいたします。今いろいろとPFIの方式やら反対討論もございましたが、このPFIは民活を活用した方法、制度ということで、全国でもこれは今行われているわけでございまして、今回はこれの可能性の調査をするということでございます。まだ決定はされていないわけでございます。そういったこともあります。

今回の補正額につきましては、三億九千二百五万二千円で、新生始良市として、さきの六月議会当初予算成立後、財政状況を勘案しながら、さらに市民生活の安心安全と社会福祉の充実、生活関連道路の整備事業、農林業の振興や教育施設、教職員住宅の整備、さらに始良市の観光行政に一步踏み込んだ観光バス試験運行事業など、各分野にわたって予算編成されており、始良市政の基盤づくりが一步一歩着実に進展しつつあります。中でも特に、昭和四十七年に完成した宮島西公園の古いトイレが、今回水洗化の計画があり、来春

の桜の花見シーズンを含め、利用者の喜びは大きなものがあります。市役所周辺の環境整備が整いつつあります。

また今回、市長の公約でありました乳幼児の医療制度の拡充で、小学校六年生までの自己負担分が無料化となり、来年一月から三月までの医療費扶助二千五百五十二万七千円が計上されました。たゞいま反対討論もありましたけれども、医療費の無料化は長年要望されてきておるわけでございまして、理解に苦しむわけでございます。

医療費の無料化は、岩手県沢内村深沢晟雄村長が、昭和三十八年乳児死亡率六九・六%を、死亡率零を達成し、日本で初めて取り組んだこの事業の先覚者であります。深沢村長が村の人たちに、正月元旦のあいさつで、「命あつての物種が、ややもすると物が大事にされ、人間の尊い命が粗末に扱われる。命の尊厳が政治の中心となるように頑張ります」とあいさつをされている。子は宝といひます。笹山市長もこの思いを、今回形にされたと思ひ、その決断に深く敬意を表します。

親が子を、子が親を殺し合う、何とも嘆かわしい出来事が報道される現代社会、昔は貧乏で苦しい時代の中でもこういうことは余りありませんでした。日本人の心は荒廃している。心が貧しくなってきた。その原因はどこにあるのか、物が豊かになり、人々の心は物を中心に価値を求める傾向にある。命を粗末にするのは、そんなところから来ているのかも知れない。

今回の医療費助成制度は、生命の尊さ、大事さを家庭の中で顧みるきっかけになればありがたいことです。また、この政策により、児童数の少ない地域への若者定住促進や、限らない波及効果が期待をされます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

○二四番（堀 広子君） 今賛成討論がございましたが、その中の一部PFI手法について反対の立場で討論を行います。

先ほどの賛成討論の中で、今回は調査をするための予算計上であるということございましたけれども、PFI手法を目的とする調査でございますので、この時点で十分な審議が求められる大事な時期であると思います。

あわせて、また先ほどもございましたけれども、民間のノウハウや民間の資金の活用ということでございますけれども、確かに最初の行政の初期の投資というのは抑えられるかと思えますけれども、事業全体を通して見ましたときには、財政の負担が本当に低く抑えられるのかということを考えましたときに、これは大きな問題があるかと思えます。例えば資金調達の面で考えましても、これまでは政府系の金融機関の資金調達を行っておりますけれども、これと比較しましたときに、民間の資金調達ということになりますと、これは低くなるという根拠が示されてもいない。いわゆるこのことが大きな問題になってくるかというふうに懸念するところでございます。

そしてまた、学校の施設をば、公の施設をPFI手法ですということにも大きな問題があるかと思えます。まず、そのことにつきましても、教育に対する公的責任が本当に果たせるのかということも考えられますし、法的、それから、教育基本法からもこれに対しましては、この教育基本法に照らしても問題が出てくるんじゃないかということの指摘をし、反対討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。議案第五七号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第三号）は各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第五七号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第三号）は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第四 議案第五九号平成二十二年度始良市国民健康保

険特別会計施設勘定補正予算（第一号）

○議長（兼田勝久君） 日程第四、議案第五九号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第一号）を議題とします。

市民福祉常任委員長の報告を求めます。

「市民福祉常任委員長横山 弘君登壇」

○市民福祉常任委員長（横山 弘君） 市民福祉常任委員会に付託になりました、議案第五九号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第一号）の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は九月の二十二日、委員全員と関係職員に出席を求め、詳細に審査を行いました。また、九月二十四日、委員全員と関係職員の出席のもと、現地調査を行いました。

今回の補正は、梅雨時期に診療所の南側の敷地内の一部が陥没したことに伴う修繕料の補正と、来院される患者等に対する給茶器のお茶代並びに毎月実施している専門外来診療時の医師の昼食代の計上であります。

質疑につきましては、特に報告するような質疑はありませんでした。

次に、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第九号平成二十二年始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第一号）は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長長の報告は可決です。議案第五九号平成二十二年始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第一号）は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第五九号平成二十二

年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第一号）は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第五

議案第六〇号平成二十二年始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）

○議長（兼田勝久君）

日程第五、議案第六〇号平成二十二年始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

市民福祉常任委員長長の報告を求めます。

「市民福祉常任委員長横山 弘君登壇」

○市民福祉常任委員長（横山 弘君） 市民福祉常任委員会に付託されました議案第六〇号平成二十二年始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は九月の二十二日、委員全員と関係職員に出席を求め、詳細に審査を行いました。

今回の補正は、平成二十一年度の保険料精算に基づく県後期高齢者医療広域連合への納付金と、保健事業等に係わる一般会計繰入金の平成二十一年度精算に基づく返還金の計上であります。

質疑につきましては、特に報告するような質疑はありませんでした。

次に、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第六〇号平成二十二年始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありま

せんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第六〇号平成二十二年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第六〇号平成二十二年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第六 議案第六一号平成二十二年度始良市老人保健医

療特別会計補正予算（第一号）

○議長（兼田勝久君） 日程第六、議案第六一号平成二十二年度始良市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

市民福祉常任委員長の報告を求めます。

〔市民福祉常任委員長横山 弘君登壇〕

○市民福祉常任委員長（横山 弘君） 市民福祉常任委員会に付託されました議案第六一号平成二十二年度始良市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）の審査の経過と結果について報告いたします。

す。

当委員会は九月の二十二日、委員全員と関係職員に出席を求め、詳細に審査を行いました。

今回の補正は、平成二十一年度分実績精算に基づく支払い基金、国及び県への返還金と、一般会計繰り入れに関する実績精算に基づく一般会計への返還金の計上であります。

質疑につきましては、特に報告するような質疑はありませんでした。

次に、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第六一号平成二十二年度始良市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第六一号平成二十二年度始良市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第六一号平成二十二年度始良市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第七 議案第六三号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算（第一号）

○議長（兼田勝久君） 日程第七、議案第六三号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算（第一号）を議題とします。

建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔建設水道常任委員長田口幸一君登壇〕

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 建設水道常任委員会に付託されました議案第六三号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算（第一号）の審査と結果について報告いたします。

委員会は九月二十四日、二十七日開催し、全委員出席のもと、関係職員の出席を求め、詳細に審査いたしました。

今回の補正は、収益的収入及び支出の支出で、旧三町の料金システムを統一するための印刷製本費の納入通知書及び通信運搬費の後納郵便料等の増額、それに伴います消費税及び地方消費税の減額で、支出の総額が十億一千五百二十八万一千円となります。この結果、純利益が四百万一千円減額の一億三千五百三十五万五千円となる見込みです。

続きまして、資本的収入及び支出の収入で消火栓設置負担金等の増額、支出で加治木、蒲生の監視システムを現場や始良で監視できる遠隔監視装置費の増額で、差し引き六百七十万円の減額となります。

収入が支出に對しまして不足する額は六百七十万円の減額となり、総額が四億二千六万四千円で、この不足につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が六万二千円増額の千四百三十三万二千円、当年度分損益勘定留保資金が三億八千七百二十二万二千円及び建設改良積立金が六百七十六万二千円減額の二千五百一十一万円で補てんを予定しております。

質疑、消火栓設置場所はどこか。

答弁、市道下増田老神西田線二カ所、菅原線一カ所、餅原錦原線一カ所、宮島線一カ所、加治木吉原線三カ所、萩原線一カ所、中津野線一カ所、すべて市道の配水管布設がえ等に伴う工事です。

質疑、通信運搬費のデータロガー、十月から来年三月までの分か。その後はどうなるのか、リースか。

答弁、通信運搬費については、今後継続的に発生します。機器については、固定資産購入費で一括払いです。回線使用料として、来年度以降も発生します。

質疑、遠隔装置により、職員が現場に向かなくてもよくなるが、水道事業部として人的配置への効果はどうか。

答弁、効果は大きいです。パネルがパソコン上で見られる状況になります。現在、加治木、蒲生の職員が減っているため、勤務中いなくても始良の職員が確認できることとなります。現在二十四時間待機状態にあり、勤務後に異常が発生しても初動の対応が短時間でできます。人的配置に厳しい状況を打開できると考えます。

質疑、すべての職員のパソコンで見られる状態になるのか。

答弁、既存で一台、今回三台購入、計四台になります。加治木に一台、蒲生に一台、始良の工務係一台、浄水係一台を配置し、時間

外にも携帯することが迅速な対応ができることとなります。今回のシステムは加治木と蒲生のデータを見るためのものです。

質疑、督促状の算出基礎と現在の状況を説明してほしい。

答弁、後ほど資料を提出したい。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論もなく、採決の結果、議案第六三号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算（第一号）については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第六三号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算（第一号）は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第六三号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算（第一号）は委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。午後の会議は一時十分に再開いたします。

正 午 休憩

午後 一時 八分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第八 議案第六四号財産の取得に関する件（高規格救

急自動車）

○議長（兼田勝久君） 日程第八、議案第六四号財産の取得に関する件を議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

〔総務常任委員長有馬研一君登壇〕

○総務常任委員長（有馬研一君） ただいま議題になりました議案第六四号財産の取得に関する件について、総務委員会は九月二十二日と二十四日の二日間において、関係職員の説明を求め、審査をいたしましたので、その主な経過と結果について報告いたします。

委員の出席につきましては、二十二日午後からと二十四日、和田委員の欠席のもとで行いました。

本件は、始良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また処分に関する条例（平成二十二年始良市条例第五三号）第三条の規定に基づき、次の財産を取得したので、議会の議決を求めるものであります。

財産の取得について、一、財産の種類及び数量、高規格救急自動車一台、二、取得の方法、指名競争入札、三、取得金額、二千九百

十九万円、四、取得の相手方、鹿児島市西千石町七番五号、鹿児島日産自動車株式会社、代表取締役岩上直樹。

高規格救急自動車とは、救急隊員の行う応急措置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第二号）に定める応急措置を行うために必要な構造及び設備を有する四輪駆動車とし、緊急消防救助隊設備整備費補助金交付要綱の災害対応特殊救急自動車の規格に適合する車両をいいます。

質疑、前回の落札額と比較して二百二十九万円ほど高いが、その違いは何か。

答弁、前回のものより最新の装備を設置しており、特に心肺停止の方に使う喉頭鏡という装備が高価になるためです。

質疑、蒲生には高規格救急車を配備しないのか、見通しは。

答弁、手配はしておりません。グレードの高い救急車は配備してあります。蒲生に配備する場合は、救急救命士の職員の養成と救急車の装備の更新を行うため、予算が必要となります。見通しは、実施計画に織り込みたいと考えております。

これで審査報告を終わりますが、採決の結果、議案第六四号財産の取得に関する件につきましては、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○二九番（森川和美君） 二つだけお尋ねをいたしますが、ただいまの報告の中で、応急措置を行うために必要な構造及び設備ということでございますが、そして今回は喉頭鏡というものの装備とい

うことなんですけれども、この構造及び設備を除いた本体の車両価格というのは調査、審査はなかったのでしょうか。

それともう一点は、現在救急出動して、目的地まで大体平均で何分ぐらいかかっておられるか、そういったのは審査の中にございませんでしたでしょうか。二点です。

○総務常任委員長（有馬研一君） お答えします。救急車の装備をしていないものと値段というのは、委員会では出ませんでした。

そして、また現場に到着するまでが何分かかるといっても、委員会では審査はされておりません。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかにありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。委員長、降壇ください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第六四号財産の取得に関する件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第六四号財産の取得に関する件は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第九 請願第二号都市景観の骨格を成す街路樹・公園

樹の健全育成を求める請願書

○議長（兼田勝久君） 日程第九、請願第二号都市景観の骨格を成す街路樹・公園樹の健全育成を求める請願書を議題とします。

建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔建設水道常任委員長田口幸一君登壇〕

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 建設水道常任委員会に付託になりました請願第二号都市景観の骨格を成す街路樹・公園樹の健全育成を求める請願書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は九月二十二日、二十七日に開催し、全委員出席のもと審査いたしました。

委員会を協議会に切りかえて、請願者村田稔氏ほかに趣旨説明を求めました。

請願の趣旨として、街路樹・公園樹は、都市景観をつくる大切な緑であり、この緑を質の高い緑とするためには、樹木の特性をよく知り、剪定等の高度な技術を有する者による適正な管理が必要です。社団法人日本造園建設業協会では、そのようなプロの技術者を認定する街路樹剪定士認定制度を、平成十一年に発足させ、今日まで約九千名が資格認定され、始良市においても七名が認定されています。県下で最も住み心地のよいまちづくりを目指す上で、美しい街路樹・公園樹の形成は欠かせない施策の一つです。

市当局におきましても、樹木の診断から管理目標樹形の設定、年次管理計画の策定など、一連の作業を総合的に行うことができる街路樹剪定士による街路樹・公園樹の健全育成が図られるようにとす

るものです。

紹介議員の法元議員より三町の街路樹・公園樹の姿がよくないと声を聞きます。旧加治木町では一般質問を行いました。シルバー人材センターとの兼ね合いがありますが、高い樹木の剪定は危険であるため、低木についてはシルバー人材センターで実施し、高木については専門的技術を持っている人がすべきであろうとの説明がありました。

質疑、街路樹剪定士については、初めて聞いた。鹿児島県ではどこも活用事例がない。私の知り合いも剪定中に転落し、二名死亡された。県道沿いの樹木については、花の咲かない街路樹が多いが、花芽の時期を見るのか、剪定の時期が悪いのか、剪定は入札の日程により決定するのか。発注者は安いほうにしたい。シルバーとの兼ね合いについてはどのようなになっているのか。

答弁、時期については、悪い時期にすることもありません。県道については地域振興局に話をし、理解してもらっています。年一回しか実施できないがお願いしている状況です。シルバーとの兼ね合いについては、三メートル以上は高木になるので、専門業者が行ったほうがよいと考えます。協働・共生が必要です。シルバー人材センターは技術者がいません。現在樹形が崩れている状況です。

質疑、旧町ごとに公園が多いが、公園樹については一年間の委託契約できないのか。

答弁、育てて管理するため、三年間委託契約していただければ助かります。現在は賃金処理扱いです。入札はありません。

質疑、委託契約は県の地域振興局のみか。

答弁、旧加治木町については、街路樹において委託契約を行って

いました。

質疑、旧町ごとの街路樹剪定士の実績はないのか。議員として内容は理解する。執行部に対して、請願書は提出されたのか。

答弁、六月議会前に市長及び関係課に要望書として提出しました。剪定について委託を行っているのは旧加治木町のみです。

質疑、旧始良町において、低木はシルバー、高木は業者にとの要望はどうか。

答弁、すみ分けが希望です。それが理想です。

質疑、帖佐グラウンドの木が切つてあるが。

答弁、シルバー人材センターが切りました。シルバー人材センターは、行政として育成が必要です。業者との仕分けが必要です。地元業者の育成も必要です。費用による仕分けはできませんが、危険度がないものについてはシルバー人材センターで行うとしてほしいです。

質疑、資料の街路樹剪定士の資格活用事例一覧に、各県特記仕様書の添付がなされ、また条例のある都市もある。街路樹の育成を考へての剪定、花が咲く時期を考へての公園樹の剪定が必要である。樹木を理解することが必要であるが。

答弁、旧加治木町は、年間管理していました。年間管理していけるよう努力し、今後の課題として検討してほしいと考えます。

以上で、質疑を終結し、討論に入りました。討論もなく、採決の結果、請願第二号都市景観の骨格を成す街路樹・公園樹の健全育成を求める請願書については、全員賛成で原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第二号都市景観の骨格を成す街路樹・公園樹の健全育成を求める請願書は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。請願第二号都市景観の骨格を成す街路樹・公園樹の健全育成を求める請願書は委員長の報告のとおり採択されました。

△日程第一〇 請願第三号公共交通機関の存続へ、鉄道を中

心とした総合的な交通体系の構築を求める請願書

○議長（兼田勝久君） 日程第一〇、請願第三号公共交通機関の存続へ、鉄道を中心とした総合的な交通体系の構築を求める請願書を議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

「総務常任委員長有馬研一君登壇」

○総務常任委員長（有馬研一君） ただいま議題になりました請願第三号公共交通機関の存続へ、鉄道を中心とした総合的な交通体系の構築を求める請願書について、総務委員会は九月二十四日、和田委員欠席のもと、関係者の説明を求め、審査いたしましたので、その主な経過と結果について報告します。

本請願第三号は、九州旅客鉄道労働組合鹿児島地方本部委員長の徳田哲也氏より提出されたもので、JR九州は発足して四半世紀を迎え、民間企業として自立すべく奮闘してきましたが、低成長と低金利時代の長期化に加え、一昨年からの不況により非常に厳しい経営状態にあります。また、少子化に伴う人口減少により、将来的な経営不安があるとのことです。

そのような状況のもと、昨年三月から始まった土曜、休日料金上限千円などのETCで利用した場合の高速料金引き下げや、本年六月二十八日から始まった全国三十七路線五十区間における高速道路無料化が、今後ますますの影響が懸念される状況にあるとのことで、これらの高速道路料金施策は、現行の公共交通機関とマイカーなどの適切な役割分担を損ねるばかりでなく、経営悪化により地域における交通網が廃れることにより、高齢者や学生などの交通弱者の移動手段の確保ができなくなり、結果的に地方部における交通コストの増大、または地域の衰退を招くことにもなり、特に政府が推進する地球温暖化対策にも完全に逆行する施策と思います。

政府として今後、高速道路等の無料化を段階的に進めるとしており、この政策が国策であることをかんがみれば、本来総合的な交通体系の構築を前提とすべきであり、公共交通機関に対する公的支援策についても同時に検討すべきであると思えます。

このようなことから、総合的な交通体系の構築に向けた取り組みに対する理解と支援、意見書の提出を要望する請願でありました。質疑、高速道路無料化の鹿児島県内の影響はどれくらいあったのか。また、交通弱者に対する移動手段の確保など、どのような形で国に要望していくのか。

答弁、およそ二十億円の影響が出ているといわれています。無料化の県内二路線に関しては、金額的なものは出ていませんが、交通量がふえていることにより、バス路線等への影響は出ているものと考えています。

交通弱者に対する対応としては、民間企業として収入が少ないから廃止するというような対応をするのではなく、国民皆平等という考え方のもと、国として何らかの対策をとるように訴えていきたいと思っております。

これで審査報告は終わりますが、採決の結果、請願第三号公共交通機関の存続へ、鉄道を中心とした総合的な交通体系の構築を求める請願書については、出席委員全員の賛成をもって採択すべきものと決しました。

これで総務委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第三号公共交通機関の存続へ、鉄道を中心とした総合的な交通体系の構築を求める請願書は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。請願第三号公共交通機関の存続へ、鉄道を中心とした総合的な交通体系の構築を求める請願書は委員長の報告のとおり採択されました。

△日程第一一 請願第四号建築設計業務発注についての請願書

○議長（兼田勝久君） 日程第一一、請願第四号建築設計業務発注についての請願書を議題とします。

建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔建設水道常任委員長田口幸一君登壇〕

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 建設水道常任委員会に付託になりました請願第四号建築設計業務発注についての請願書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は九月二十二日、二十七日に開催し、全委員出席のもと審査いたしました。

委員会を協議会に切りかえて、請願者中西廣三氏ほかに趣旨説明を求めました。

請願の趣旨として、始良市発注の建築関係建設コンサルタント業務は、規模にかかわらず始良市内の設計事務所に優先して発注して

いただきたいとするものです。

質疑、旧始良町はどのくらいの大きさでランクは分けてあったのか。地元設計は、町内公売と考える。技術力での入札であるが、安く出てくれば落とせない。現在はどうか。

答弁、設計三百万円、工事三千万円から五千万円、一人事務所に於いては、その上は組み合わせとなります。鹿児島島の業者が多く三十社あります。バブルのころは年五、六件ありました。指名業者も少なかったのですが、現在は土俵に参加できない状況です。指名をしてほしいと考えます。

質疑、趣旨は、大賛成である。旧町において受注競争に参加できないのは、設計・施工・監理までが受注となっていたからである。その条件に該当するのは、一業者だけである。執行部の考え方は最もである。解釈について、どのように考えるか。

答弁、設計を実施し、建設会社で監理し、設計と監理は重なることとはないです。施工監理についても問題はないです。鹿児島市の業者より監理能力を持っており、品質の良い監理ができると考えます。質疑、設計にはランク性がないのではないか。

答弁、施工にはランクがありますが、表向きには設計にはありません。公表はされていませんが、県としてはランクをつけています。大きい物件から小さい物件までありますが、物件により仕分けをしています。以前、県の土木部ではランクがありました。

質疑、納税義務者に発注すべきである。執行部に請願書は出しているか。設計・施工・監理までということから、ベンチャー方式を提案できないか。

答弁、要望書として出しています。他市町の設計事務所に比べ、

技術的に劣っていることはないです。

質疑、構造計算の仕方についてどうか。ベンチャースタイルがよいと考える。建築物も減っており、それぞれの努力が必要であるが。

答弁、構造計算については構造設計事務所があり、それぞれ分野が分かれています。構造設計事務所は鹿児島県に二、三社しかなく、構造設計士については鹿児島県で二十人ほどです。努力はするので、チャンスがほしいです。インターネットの時代なので、すぐ対応が出来ます。

質疑、三百万円程度の設計発注先はどこかの資料がほしい。

答弁、資料の準備をしたい。

質疑、コンサルタントがとるのか。この業者がという業者がとっているようであるが。

答弁、なきにしもあらずです。薩摩川内市においては、旧川内市長は地元優先で川内原発で入ってくるお金についても地元で還元しています。霧島市（旧国分市）においても、国分南中学校の設計を一人事務所に任せ千八百万円の設計、十億円の仕事を発注しました。JVにおいても二千四百五十万円の設計を行っています。すべて市内業者で行っています。私は、加治木町須崎公共用地に進出した九州新進株式会社の四千二百平方メートルの設計を実施しました。人数の少ない設計事務所は何が足りないかというところ、マンパワーが足りないだけです。一人には限りがありますが、技術的には何も劣っていません。地元で能力のある人たちを引き上げてほしいです。設計事務所は一級建築士が何人いるかで会社のランク分けがされています。皆さん能力があり、技術的に劣るところはないと考えます。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論もなく、請願第四号建築設計業務発注についての請願書については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり、採択すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○二番（笹井義一君） この答弁の中で施工監理といいますが、設計を実施し、建設会社で監理し、設計と監理は重なることがないと、このような形で答弁がされておるようですね、設計をした会社は施工が設計図に基づききちっと施工されているか、設計監理はここでは出てくると思いますが、ここでは測量会社は何も監理をいたしませんという答弁のようになっておりますが、このことについてそのような認識は持っていらっしやなかったのかどうか。設計監理は当然あると思うんですけど、その辺のことについてどうでしたでしょうか。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） ただいまの質疑にお答えいたします。

今設計監理はしていないということですが、ここに今笹井議員が読み上げられた件ですが、どのように受けとられましたか。これは十分な設計・監理、設計・施工・監理をこの請願に当たった業者の方は、全部自分たちでできるといって答弁でございました。

○二番（笹井義一君） 三十六ページのところで、質疑の中で趣旨は大賛成であるというところの下の答弁ですけども、設計を実施し、建設会社で監理し、設計と監理は重なることはないです。施工監理についても問題はないです。これは施工監理は請負会社が行

います。鹿児島市の業者より監理能力を持っており、品質のよい監理ができると考えます。このところを設計監理と読みかえてよろしいのかどうか、そのところですけれども。

○建設水道常任委員長（田口幸一君）　そういうふうには、今笹井議員が質疑された、そのような趣旨でございます。そういうふうには受け取っていただければ結構かと思えます。

○議長（兼田勝久君）　ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君）　これで質疑を終わります。委員長、降壇ください。

これから討論を行います。反対のまず意見はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君）　次に賛成討論を行います。

○二九番（森川和美君）　請願第四号建築設計業務発注についての請願書について賛成の討論に参加いたします。

請願者からのさまざまな答弁の中に制約、集約されるのは、最後のところのくだりであります。技術的には何も劣っていません。地元で能力のある人たちを引き上げてほしいということがございます。地元の地元の業者の育成、さらには地元の業者の方は、税収を、納税を、市民税、固定資産税、あるいは事業税等々の貢献をされておると同時に、地域でボランティア活動等の貢献もされているわけです。そして、さらに現在においては、ほとんどの設計屋さんがお一人でやっておられるわけですけれども、受注によって雇用の拡大につながり、そういった総合的な観点で、このことは賛成というわけですが、また付け加えれば、市長は公約の中で事業発注、物品備品は地

元を優先すると、これをきちつと取り上げておられることも含めまして、地元企業育成という観点で大いに賛成をということで、賛成討論いたします。

○議長（兼田勝久君）　ほかに討論はありませんか。
しばらく休憩いたします。

午後 一時四十五分休憩

午後 一時四十七分開議

○議長（兼田勝久君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君）　これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第四号建築設計業務発注についての請願書は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君）　起立全員です。請願第四号建築設計業務発注についての請願書は委員長の報告のとおり採択されました。

△日程第一二 陳情第六号三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情

○議長（兼田勝久君）　日程第一二、陳情第六号三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情を議題とします。

市民福祉常任委員長の報告を求めます。

〔市民福祉常任委員長横山 弘君登壇〕

○市民福祉常任委員長（横山 弘君） 市民福祉常任委員会に付託されました陳情第六号三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は九月二十二日、委員全員で詳細に審査を行いました。

わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が三百五十万人もおり、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使いまわしなどの医療行為による感染、国の責任による医原病とされています。

ウイルス性肝炎は、慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓がんに進行し、命が危険になる重大な病気であります。

肝炎患者の大半は、インターフェロン治療の助成以外は何の救済策もないままであり、病気の進行、高い治療費の負担、生活困難にあえぎ、毎日百二十人ほどの患者の命が奪われています。感染に気づかず、治療しないまま肝炎が進行している人も少なくありません。肝炎患者のうち、フィブリノゲンなど特定血液製剤を投与して感染したことが、カルテ等で証明できた薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続きを経て国が給付金を支払う薬害肝炎救済特別措置法が平成二十年一月に制定されました。

しかし、C型肝炎患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するので、気づいた時にはカルテの保存義務五年を過ぎており、ほとんどの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、薬害肝炎救済特別措置法による対象から除外されています。薬害肝炎救済特別措置法の際の衆参両議院の付帯決議にあるように、（一）

手術記録、母子手帳等の書面、（二）医師等の投与事実の証明、（三）本人・家族等による証言によって、特定血液製剤による感染の可能性のある患者は薬害肝炎被害者として認め、特措法を適用し、広く救済する枠組みにしなければ救済されません。

また、集団予防接種の際の注射器の連続使用によって、B型肝炎感染被害者を予防摂取禍事件では、最終の司法判断が下され、国の責任が確定しているにもかかわらず、今なお係争が続いており、B型肝炎患者救済のため早期の解決が求められております。

以上のような陳情書に対して、次のような意見が出されました。

「実際、陳情書に書かれた中身のとおりの現状であると思う。」

「鹿児島県にもたくさんのお患者さんがおられるので困った方の支援になれば賛成したい。」

「国が頑張ってもらわなければならない。国会に上げてもらわなければならないと思う。」

「国が取り組むことであるので、地方議会として要請しなければならぬので採択したい。声を上げなければ国も取り組んでもらえない現状である。」

以上のような意見が出され討論に入りましたが、討論もなく採決に入りました。採決の結果、陳情第六号三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情は、委員全員で採択することと決しました。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採決です。陳情第六号三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書提出の陳情書は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。陳情第六号三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採決の陳情は委員長の報告のとおり採決されました。

△日程第一三 発議第九号非核・平和都市宣言に関する決議

○議長（兼田勝久君） 日程第一三、発議第九号非核・平和都市宣言に関する決議を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第九号は、会議規則第三十七条第三項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第九号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

出水昭彦議員登壇してください。

「一二番出水昭彦君登壇」

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。出水議員、降壇してください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

発議第九号非核・平和都市宣言に関する決議は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第九号非核・平和都市宣言に関する決議は原案のとおり可決されました。

△日程第一四 議案第六五号平成二十二年始良市一般会計

補正予算（第四号）

○議長（兼田勝久君） 日程第一四、議案第六五号平成二十二年始良市一般会計補正予算（第四号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

「市長笹山義弘君登壇」

○市長（笹山義弘君） 議案第六五号平成二十二年始良市一般会計補正予算（第四号）につきまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、耐震診断をもとに進めておりました三船小学校校舎の耐震補強工事において、既存の柱等のコンクリート強度にかかると骨組み部分の状態が劣悪であることが判明したことに伴い、設計及び工事費の変更を計上するものであります。

なお、今回の対応につきましては、事態発覚後、直ちに鹿児島県耐震診断判定委員会に報告し、指示を受けております。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。お手元の予算書七ページの教育費について申し上げます。小学校費のうち委託料は、三船小学校一号棟の耐震補強工事において改めて耐震診断を行い、耐震補強計画を再策定するための経費であります。工事請負費は、これまでに実施している耐震補強工事五カ所について、柱などの増し打ちによる骨組みの補強を行うことによる増額分であります。

以上、歳出予算について申し上げますが、これらの補正総額は四百五十万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は二百六十八億五千四百九十八万五千円となります。この財源といたしましたは、六ページの地方交付税四百五十万円で対処いたしました。

よろしく御審議の上、議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○五番（田口幸一君） 過日全員協議会において説明を受けましたが、先ほど三船小学校の写真タイトル、いろいろ資料が提出されておりますが、資料の一番最後のページに、当初設計と変更計画設計というのが示されております。

そこで質疑いたします。一点目は、三船小学校は築何年になるのか、これが一点目です。

二点目は、三船小学校の今回の耐震補強工事にかかる当初予算は幾ら計上してあったのか。

三点目、今回委託料二百五十万円、補強工事費二百万円となっておりますが、耐震工事を、補正が通って本日、耐震工事を進めていく段階で、今こういうふうにして四百五十万円計上されましたが、また新たにふぐあいが生じてくる心配はないかお伺いいたします。

そして今耐震工事をやっている、施工監理をしている会社はどこなのか、この四点をお尋ねいたします。

○教育部長（二見康洋君） 担当課長のほうから説明をいたさせていただきます。

○教育部次長兼教育総務課長（石原格司君） 四点だったと思うんですけども、まず建築年数は何年になるかということでございますけれども、建築年数は四十五年になります。

それから、当初の予算は幾らだったかということでございますけれども、今回北山小学校についても耐震補強の工事をお願いしております。これを含みますと一千百万円計上いたしております。

それから、再診断の後に、またふぐあいが生じるのではないかとというような質問ではなかったかと思うんですけども、基本的には今回お願いしておりますのは、これまで当初お願いしておりました工事ですね、耐震診断に伴う、耐震補強設計に伴う工事請負費ですけれども、その分について今回このような状況が発見されたと、そういうことで新たに柱とはりの部分を補強すると、修築をするということとするわけでございます。

今後は、この後に、いわば委託料の中で再診断と再補強の計画、あるいは補強の設計をお願いするわけですが、この段階で今

度は改めて補強した柱、はり、今回お願いしております、この工事をした後の部分について、それも含めて校舎全体の補強の診断をすることにいたします。その上で、改めてこれがどうなのか、全体的にかなりの工事を要するのか、そういうところまで診断した上で判定委員会の方々に、また判断を仰いで、その上で工事を改めて、恐らく新年度になると思うんでありますけれども、その上で改めて工事をするということになります。

ですから、今後それについてまたふぐあいが生じるということはないと思っております。

それと今回受けた業者ですけれども、株式会社アーキというところでございます。

以上です。

○五番（田口幸一君） 今次長のお話で補強工事と委託料、二百五十万と二百万のこれはわかりました。会社の名前もわかりました。それで今市長のほうから提案理由で、歳入のほうは普通交付税、六ページの四百五十万円ということでございますが、普通交付税というのは年に何回か入ってくると思うんですが、何月と何月と何月に入ってくるのか、これが第一点。

それと、二点目です。今回の補正により普通交付税の残りの留保額は幾らになるか。

三点目、このような工事をやっていくために、耐震の工事をやるという三船小学校にとっては、大変心配な、児童、校長先生初め、職員の方々も、地域の方々も心配しておられると思うんですけど、そのような自体ですので、財政課長にお尋ねしますが、三つ目は、特別交付税の対象にはならないのか。今後の、これはちよっとかけ

離れるかもわかりませんが、特別交付税の推移についてもお尋ねいたします。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） お答えいたします。

普通交付税の交付月でございますが、四月、六月、九月というふうになっております。それと十一月。

それと普通交付税の留保額でございますが、今回の四百五十万を引いて約三億四千二百万円になります。

それと特別交付税の対象になるかということですが、これについては需要額としては見ておりますが、その積算が、内容的にどういった形でされるかというのは、ちよっと私どももわかりませんが、一応特別交付税の需要額の中には含めております。

また、今後これによっては、申請によっては、補助金の対象になる可能性もございます。一応今回は普通交付税、一般財源で一応金額見ております。

以上でございます。

○五番（田口幸一君） 以上で終わります。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○一七番（上村 親君） まずこの写真が四枚提示をされたんで

すけども、上の二枚のほうには柱をはった部分、そういうふうには理解していいと後があります。しかしながら、下の二枚については、そういった部分が見当たりません。したがって、一番簡単な言い方をしますと、コンクリートはきちんと詰まっていなかった、今の工法でいきますと建設部のほうがわかると思うんですが、バイブレーター、通常バイブというのをつきながらきちんとやりますと、こういう箇所というのはほとんどないと思うんですけども、当時の

工法としては、同僚議員と話したんですが、生コンを流しながら棒をつついて、多分流し込んだじゃなかるうかという、これは我々の推測ですけれども、そういったときの工法ですね。

あと一点は、この部分が、この用紙でいきますと三枚目ですか、今の資料の中のこのページなんですけれども、この中でサッシを取り外した部分が、一番に表に出ている写真の二枚の写真なのか、サッシを取り外した部分が上から三段目のこの写真になってるのかどうか、そうしますと今サッシを取り外してる部分が南校舎、校庭側のほうですけど、これが二カ所。給食室のほうが三カ所というふうになっているんですけれども、五カ所の検査の方法でよかったのかどうか。

まず、以上二点をお願いいたします。

○教育部長（二見康洋君） お答えをいたします。

まず写真についての説明でございますが、上二枚は柱の状況でございます。いわゆる柱を横から見た形でございます。外側部分には当然モルタルで塗装といたします。化粧した部分がございます。その中のほうがこういうふうにおっしゃる工法はちよつとわかりませんが、コンクリートの強度が不足をした状態であるということをお示しをしております。

下二枚につきましては、はりの部分でございます。上のほうはいわば横からはりを眺めた形で、これもはつつて見ますとコンクリートの強度がない、あるいは鉄筋にさびが入っている、そういうものをお示しをした写真でございます。

一番下の写真は、そのはりを下から見上げる形で撮影をしたものでございまして、いわば横からと下からと見ていただいております。

が、崩れておりますところがはりました部分でございます。先ほどおっしゃいましたように、サッシを取り除いて、いわば柱とはりと壁、そこをはつった結果が、こういう状況であったというのをお示しをしております。

今回調査いたしましたのは、耐震診断に基づきまして、この五カ所をいわば補強すればいいという補強工事の計画でございましたので、そのすべてを実ははりました。そのすべてでいわばこういう状況が確認をされましたので、今回の工事につきましては、この五カ所について補強することで終了させたいと。そして、五カ所ともこういう状況でございましたので、ほかにも影響が懸念をされます建物全体の耐震診断が果たして妥当であったのかどうかということ、改めて診断をさせていただいて、もし必要があれば耐震診断結果によって、次の補強工事の計画をしなければなりませんので、先ほど申し上げましたように、委託料を合わせて計上させていただきますという経緯がございます。

以上、お答えいたします。

○一七番（上村 親君） 先ほど同僚議員の質問の中で築四十五

年ということがありましたけれども、今回の耐震とは若干関係がないかわかりませんが、確かに始良市内の中で二十何カ所か学校が建設されてると思うんですけども、類似の年数のたつた学校の施設もあると思うんですけども、そういうところも今後審査をする必要があると思うんですが、ほかのところについてはどうかかわりませんけれども、ただ三船小学校がわかつた原因、診断をされて、最初のときはこの工法でいいよということだったんですけども、今回追加の補正になつた原因、どこからこの原因がわかつたのかどう

か。その原因がわかるのであれば、ほかの学校にもそういったことが適用できるんじゃないかというふうに理解するんですけれども、今回の直接の発見の要因といえますか、それはどうだったんですか。

○教育部長（二見康洋君） お答えいたします。

これは耐震補強工事に入るということで、柱、はり、壁等をはつりました。その結果で出てまいったものでございます。

ほかのところはどうかということですが、この例は、私どもは極めて特異的な例ではなからうかというふうに考えております。といいますのは、耐震診断というものは、いわゆる一定の基準に従いまして、コアを抜いたり、強度試験の実施をしてということとで診断をされるわけですが、ほかのところはその診断に基づいて補強工事をいたしております。これについてこういう事例は出てきておりません。おっしゃるように同年代の年代に建築されたものもございしますが、いわば診断の結果、補強工事を実施した、それで済んでいるわけです。ですから、補強工事を実施する段階では、ほかのところはこういう状態ではなかったということで、問題なかったわけですが、三船小学校では工事に入ってみましてはつて見ますと、こういう状況があったということで、極めて特異的な例だと、ケースだというふうに判断をしております。あくまでわかったのは、その五カ所を補強するという今回の工事が入って、その施工に当たった段階でございします。

以上、お答えとします。

○一七番（上村 親君） 最後の質問をしますけれども、一番重要なのは、学校の児童が安心して、安全に教育を受ける環境です。これをつくり出すのが我々もやはり、行政の責務があると思うんで

すけれども、今回の診断において、今の現在のところ震度測定値で何ぐらいの強度耐え得るのか。今の現在の校舎に、子どもたちが勉強ができる、そういった環境が整ってるかどうか、そういったところが今回の鹿児島県の耐震診断判定委員会ですか、こういったところの判断はどうだったんでしょうか。

○教育部長（二見康洋君） お答えいたします。

まず、振動に対する、強度でございしますけれども、この点については最初の診断では、耐震上必要なコンクリート強度は一三・五N以上というケースが出ておりますが、三船小学校の場合は一二・五Nということで、コンクリート強度が低いということで、今回五カ所の補強をしなければならぬというのが耐震診断の結果であります。

で、このことではいわば補強がされるということで、二十二年度の工事に着工したわけでございます。ただ、結果は、先ほど申し上げましたように、躯体部分がコンクリート強度がないということで、補強工事を今回追加でお願いをせざるを得ないということになってきたわけでございます。

そして、今度のことで、二十一年度の耐震診断に基づきます工事は終了いたしますが、本当に耐震の強度があるかどうかということについては、改めて調査をして、その上でどこを例えば補強しなければならぬかということでも、もう一回審査会のほうで診断をしていただいてということになりますので、今現在この建物があるという強度に耐えられるのか、どういう震度に耐えられるものであるのかというのは調査をしております。

ただ、今までこの校舎が築四十五年ということでもってきており

ますので、危ない状態であるということで、今回緊急に補正をお願いして、補強できるところは補強したいということで考えておりますし、さらに次の診断に基づいて耐震後補強工事をやりたいと思っておりますが、今すぐ危険といえますか、そういう状況にあるのかということについては、ちょっと判断をしかねますが、やはり緊急度が高いということで、今回補正を追加でお願いしておりますので、御理解いただければありがたいと思います。

以上、お答えとします。

○一七番（上村 親君） 後一つお尋ねしたのは、答弁漏れがあるんですけども、今の現場で子どもたちの安全性というのは保たれているんですね。

○議長（兼田勝久君） 続けて答弁してください。

○教育部長（二見康洋君） 現在授業等については、そのまま続行する形で、たまたまはつりましたときは夏休みの期間中等もございましたが、補正を議決いただければすぐに補強工事に入っていくきたいというふうに考えているところです。子どもたちは現在授業はそのまま続けている形でございます。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

○三番（湯元秀誠君） 今回の補正の前には、耐震工事を当初で公共の工事を当初で——いいですか。ここでいい。二番議員の席を借ります。

耐震補強工事という耐震のみの予算を当初で組んでいるわけです。そして今回こういう事態が起きて補正を追加したいということでございますが、今回のこの図面を見ても、また写真等を見ても、まずと、これ柱型の押金かぶりの部分の中で、非常にこのかぶりの

部分が少ないなというのを感じるわけですね。そしてモルタル仕上げで上塗りしてあるわけですけど、空洞化が生じていると。

しかし、今回はつりをした部分のみでこんだけですよ。で、今回この部分だけの耐震補強を何ですか、これ周知をやるということで、地中梁のところまで足を伸ばされて、柱の部分はそこまで押金をさされて、はりの部分も補強される、追加された部分になるわけですけども、この柱間が私はどうも気になる。この建物全体の中の今回される部分と、そのまま今回は見送られる部分、この間が、これ耐震ですから、全体を支えるためにやるはずの耐震補強工事が、これは揺れは若干軽減されると思うんですが、座屈現象、専門の方ならわかると思うんですが、べっしやるわけですね、縦にがんとつぶれる現象、これはもろにできてきます。そうした場合、この建物の中で補強したところはがんと建っています、その前後のクラスの方は有事の際は安心安全な状態が起きるでしょうけど、その中間の方々は想像されよるばかると思うんです。

ですから、これは市長にお聞きしたいんですが、早急に新規の診断は終わられて、本当にやる気がないと、これは診断をして補強をやりましたという結果で、今までの行政スタイルというやり方ですとついたら、もし方が一やったら全責任を負いますよ。こんだけの国の予算をいただきながらやる事業は、これは皆さん方に対する責任はないかもしれませんけれども、一たん手をかける行政が補強工事という名の中で、耐震の補強の名の中で仕事をやる以上は、あつてはならんことになるわけですね、もう、これから先は。

ですから、その今から本格的にもう一回調査診断されると思うんですが、その期間、その期間は絶対に地震は来ない、何もないとい

う保証はないわけです。いいですか、ですから学校の教育現場にもこの実態を知らせること。そして避難の訓練もさせること。こういうことはもう必要なことなんですよ。そこのお考えはどうかお聞かせ願いたい。

○教育長（小倉寛恒君） 今、さまざまな御指摘をいただいておりますけれども、この今回はそういうことで追加補正という形に至りましたのは、ただいま経過を申し上げたとおりでございます。はつりをしてみて初めてこういった事態が生じた、発覚したということとで、当初予想できなかった事態ということでございます。

今後そういった危険な箇所については、先ほど申し上げました中で鹿児島県の耐震診断判定委員会の委員であります鹿児島大学の教授にも現場を八月二十八日に見てもらいまして、そこでその結論をいただいたのは、改めて補強計画プランを立てさせると。そして耐震診断を改めて行う。そしてこの耐震工事を続行するというところで、先ほど申し上げましたアーキプランのほうから耐震補強プランを鹿児島県その耐震診断判定委員会のほうに八月末に提出いたしましたし、そして最終的な結果、結論を出されたのは九月十四日でございます。その結果、先ほど申し上げました補正の形、補正予算の形でございます。

今後は、来年度予算に向けて早急にこの耐震診断を改めて行うとともに、また必要な補強工事というのは徹底してやっていきたいと思っております。

今御指摘の現場の実態については、もう学校は十分児童生徒含めて保護者には周知徹底させる。それから避難訓練は徹底して行うということには十分留意して取り組んでいきたいと、そう考えております。

ます。

○三番（湯元秀誠君） 今、教育長の答弁もありますけれども、教育長なり、今ここにいらっしゃる方々は、そういう専門家じゃないわけですから、やはりどこかにそういうことをお願いされながら、その診断を仰ぐという形になるわけですけども、責任は皆さん方にかかってくるわけです。

ですから、今教育長が言われましたが、その空間が空きがないタイミングで早急にやはり取り組むべき話だと私は思うわけです。

何日か前もテレビでこの件はやっていましたね、耐震に対するいろんなものが。SRPのあれをずっと柱に巻いていく方法とか、今非常にこの技術も進んでいるようにございますが、診断は出ても工法をどうするかということも含めまして、非常にこれは時間のかかる、施工に至るまでには時間がかかるようなこともあると思いますので、もうこれは市長、早急に建物については市長の一つの裁量でもありますから、そこらあたりを含めて取り組んでほしいということとで、以上終わります。

○議長（兼田勝久君） 湯元議員、市長答弁は。

○三番（湯元秀誠君） 市長の答弁いただければ。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

報告を受けてから私も現場を見させていただき、早急にこの安全策をとるように指示はしているところであります。そのように今後進めていくというふうに判断しております。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

○一三番（里山和子君） この耐震診断を以前この工事をするためにしたところの業者はどういう業者だったのか、委託料は幾らぐ

らいだったのか、その責任は問えないのかどうか、損害賠償とか、その点が一点と。

それから、私なんか全くの素人なんですけど、これ耐震工事ではないのかなど。耐用年数はこういう鉄筋コンクリートの校舎の場合、何年ぐらいになっているのかどうか。で、耐震工事でいいのか、建てかえを検討する必要があるのか。

以上、質疑いたします。

○教育部長（二見康洋君） 担当課長から説明をいただきます。

○教育部次長兼教育総務課長（石原格司君） 回答を申し上げます。

この耐震の診断に係る業務の委託料ですけども、これは先ほど申し上げました株式会社アーキプランが、平成二十年度に百五十五万四千円で委託しております。

それから、耐用年数ですけれども、財務省が出しております償却資産等の部分では四十七年となっておりますが、明確にはそこらの耐用年数が校舎の部分で、ほかの資料の中では、こういう老朽化の改修をしたりとか、耐震化の工事をしたりとか、そういう部分が継続的にされている分であれば五、六十年は十分に耐用年数はもつてあろうという結果が出ております。

それから、建てかえに関してですけども、当然、先ほどから説明申し上げているように、今回の周知の部分については当面の部分とというようなことで、全体的な耐震の診断というのは、今度はこれ議決いただいたから、改めて再診断をするというわけでございます。

その中で、最悪の場合、これは建てかえがいいだろうということ、は恐らくは出てこないんじゃないかと思えます。これは判定委員会

のメンバーの先生方の間でも建てかえまでには及ばないというふうな以前にもこういうような事例も全国的にはでていうようですから、建てかえまでも及ばないと出ております。ただ、全体的に診断を行った上で、これは補強はかなりのものになる場合には、当然言えば、例えば先ほどからちよつとIs値という耐震診断の指標をあらわす数値があるんですけども、それが〇・三未満であればですね、かなり危険な建物というふうになるわけです。この〇・三未満であるというような結果が出た場合、それでも恐らくいろいろ聞いてみますと、それでも補強で十分であろうということなんですけども、ただその場合には、できるだけ早く、いけば校舎を建てかえじゃなくて補強をしなければならぬと。ただ、子どもの授業への影響もありますから、その授業への影響については、すぐにそういう判断が出て直ちにプレハブ等の予算を措置していただいて、それでもつて子どもたちはすぐそのほうに移転をさせていただくというふうには、最悪の場合はそういうふうになるんじゃないかと思っております。

以上です。

○一三番（里山和子君） その耐震と建てかえのことについては大体わかりましたが、以前の業者の責任問題はどうなんでしょうか。

○教育部次長兼教育総務課長（石原格司君） 先ほど申しました委託を受けました株式会社アーキプランですけども、当然このアー

キプランが診断した段階では、正当にこの診断の基準に基づいて委託を受けて診断をしたわけですから、その部分については瑕疵はないというふうに思われます。ですから、当然そこには損害賠償というの発生はしないと思います。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○二番（笹井義一君） 里山さんの質疑に続くようでございますけれども、最初にその診断をしたアーキプランに何も瑕疵はないと、そのような判断をされているようにございますけれども、コンクリート強度、特にこの柱なんかの強度を図るのには、テストハンマーという機械があるんですね。当てればぴしと返ってきて、その中で強度がきちつと見えるという。そういうテストハンマーというコンクリート強度を調べる機械等もございます。

この写真を見る限り、そういうのを当てれば、ここはコンクリートはちよつとおかしいぞということ、ずつと柱を当てていくと、その辺が大体見えてくるはずなんです。だけれども、壁面はずつと打った跡がありましたけれども、私はずつと六月の委員会の中で現地を見ております。一周しました。その中で、結局もう何といたしますか、一番西側と北側の柱の角のところは欠けておりまして、そして床盤といいますか、下の盤ももう陥落というか落ち込んでいます。そういう状況を見まして、これ大丈夫なのかと正直思いました。で、そういう状況を見ながら、ここ（株）アーキプランですか、ここには何も問題がないと言われて、さらに再度またここに調査を委託する。どうもその辺が私にはわからないんですよ。ここに委託して、そしてその結果で、実際はつってあけてみたところが、そうい

うものではなかったと、とても耐えられなかったという判断ができれば、こういう会社に、もう一回それ診断させるべきじゃないと思わうんですよ。その辺はしっかり考えていかなければならないということ、ここで今度補強をしたものが全体的な補強と一体的に整合されていくのかということも一つ心配があります。

これは全体を考えた中でこれをやるというならわかります。全体を診断して、そしてその中で全体の補強をこのような形をやる。そのうちのこれだよというならわかるんだけど、まだ全体が見えない中で、この部分だけを補強して、全体的にバランスがとれないというようなことになってくると、またこれは一つの問題になっていくだろうと考えているんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○教育部長（二見康洋君） 先ほど次長がお答えしましたが、改めてお答えいたします。

耐震診断につきましては、一定の基準に基づきまして、設計図、あるいは構造計算書等をもとにコンクリート強度の試験等についても強度試験等を実施をする。あるいは壁等のコア抜きをして、中の状態等も調べるというような形で正規な形で実施をされておりますので、その点については、このさらにそれをもとにして、いわゆる県のほうで耐震診断判定委員会のほうで診断された結果でございますので、見抜けなかったかと言われますと、私どもとしては、このことについては信頼をせざるを得ないというふうに考えているところであります。

今後の診断につきましても、県の耐震診断判定委員会にお願いをする、その前に診断を実施しなければなりません、その辺のここ

ろにつきましては、今回お願いしております委託料が議決されました後、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、見えなかったかどうかということについても、なかなかお答えが難しいところでありますが、写真を見ていただきますとおわかりになりますように、外壁の外側の部分ですね。いわゆるモルタル塗りをした部分については、かなりのきれいな状態といたしますか、いうことがありまして、実際そのはつってみるまではなかなかわからなかった点があるかどうかというふうに思います。

もう一点、全体のその強度の問題については、今回五カ所、前の調査で補強すべきということで出されましたところをやりました後、もう一回全体的に耐震診断を行っていただきます。その中でどういった補強が必要なのか。最悪の場合は、先ほど次長が申し上げましたように、建てかえという話も出てくるかもしれませんが、その診断の結果を待ちたいというふうに思っております。大体耐震診断につきましては、約三カ月間の期間を要するというふうに考えているところでです。

以上、お答えいたします。

○二番（笹井義一君） 今、部長は、コンクリート強度の検査もした結果でということをはっきり言われましたね。これをやっておれば今のような状況は私はないんじゃないかと。しっかりやっておればですよ。ですから、やはり次に委託する場合には、ここということとはさつき言われましたから、それは信頼できないというのはそういうことなんですよ。

ですから、やはりその辺をきちっとやって、そして検査、もちろ

ん仕様書を出されるでしょうから、その診断の仕様書ですよ。仕様書の中にその辺をきちっと明記して、そしてそれが明らかに、これはこうでしたこうですこうですという、やはりそういうものをきちっと示して、それを一つずつチェックして、やっぱりチェックリストをつくってという、やはりそういうものをしないと、今回はどうも信頼できないと、そのように考えております。

その辺をしっかりとやりながら、そして全体的なものもやはり考えていかないと、これは大変なことになるだろうという予測がございます。その点について、もう一回そういうものをつくりながらやっていけるのかどうか、その辺をお答えください。

○教育部長（二見康洋君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、この三船小学校のこの状況は特異的なものであるというふうに判断をしておりますが、こういう状況にあるということがすべて、いわゆる今回工事をいたしました五カ所全てで発生をしておりますので、一〇〇%ほかのところも同じような状況にあるのではないかとということが予想されております。ですから、そのことは当然踏まえまして、今おっしゃったようなこと等についても診断の際にはきちんと確認をしていきながら、いわゆる善処をしていきたいというふうに考えているところでです。

以上、お答えいたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

○一五番（堂森忠夫君） 施設の担当課の専門屋さんが見えたらっしゃいますので、図面についてちょっと質問したいと思いますが、これの補強のバランスですね、南面においては二カ所してありますよね。そして北側においては三カ所ですけど、バランス的にはやっ

ぱり北側が三カ所であれば南側も三カ所のほうがバランス的には強度的な面を考えればいいと思うんですよ。それが一点です。

それと、一階だけ補強がしてありますけど、二階のほうはしなくてもよいのか、そこまでは出てないのか、それについてまずは説明を願います。

○教育部長（二見康洋君） お答えいたします。

今回の補強工事といえますか、耐震補強工事につきましては、耐震診断に基づきましてこの五カ所について補強すれば足りるということとで二十二年工事に入ったところでございます。

これ二階部分とかがございましたが、耐震診断の結果では、この五カ所を補強すればよろしいということでありましたので、工事を始めたところでございます。

以上お答えいたします。

○一五番（堂森忠夫君） すべてデータからこれでよいということですので、それでよしとしまして、今までもいろいろとコンクリートの中の鬆の部分について質問も出ておりますけど、ここに相

当な、私もこの図面がもう小さくてよく見えないものですから勘で話をしますけど、これに穴をあけて、恐らくケミカル施工をすると思うんですけど、そういった欠損ですね、鬆の状態の中に薬品を入れるわけですので、その辺の施工的な検査はどのようになさるのか、専門的になりますけど、質問します。

○教育部長（二見康洋君） 最後のページの図面でもって概略御

説明をさせていただきたいと思いますが、今回補強をいたしますのは、左側のほうでありますように、柱の部分、一部だけであったわけですが、今回は右側のほうに、柱のほうはさらに内側に厚みを増

すような形で増打ちをして、それが土台部分まで補強をするという形で柱を膨らます工法と、それにもちろんアンカーを打っていくわけですけども、いわゆる元の躯体との接点はアンカーでつないでいく形になります。

それから、上のほうのはりの工事につきましては、当初設計では入っておりませんでした。これも先ほど写真で見ていただいたように、コンクリート強度が足りないということで、ここは、はりをせり出すといいますか、少し厚みを既存のものにつけて張り出す形で、いわば柱もはりも内側にといいますか、もう少し厚くする形で工事をすること聞いております。

専門的なことになりましたら、係長が来ておりますので、係長のほうから答弁いたさせますが、当初の計画からすると、かなり柱もはりも厚くして、本来の躯体とアンカーで結んでいくという工法になろうかと思えます。

以上、お答えいたします。

○教育部総務課教育施設係長（吉田 孝君） 今の質問にお答えいたします。

ケミカルアンカーの件につきましては、当然躯体に穴をあけまして補強をしていくわけですが、これ引き抜き検査というのをいたします。アンカーを打ったあと時間を置きまして引き抜きをちゃんとしますので、しっかりと定着がしているかどうかの確認は現場でいたします。検査を行います。

それから、先ほどありました補強のバランスの関係、これも部長がお答えしたとおり、耐震診断に基づいて配置をしております。

それとあと一つは、現場の教室の使用状況におきまして、つげら

れるところを探すというところもございまして、壁をつくるものから、子どもたちに支障のない場所、廊下部分であればどこでも大体よろしいんですが、特別教室とかなりますと、光を遮るところもありますので、そういうことも考慮した上でバランスの配置をしております。

それから二階に補強がないかというのは、二階は当然、上に建物が乗っかっておりませんので、構造的に無理が来ないと。構造上支障がないということで、やはり負荷のかかる一階部分の補強というのが、この工事のとおりほとんどでございます。

○一五番（堂森忠夫君） 最後に耐用面でちよつとお尋ねしたいんですが、先ほど耐用年数六十年と。しっかりした施工がしてあれば六十年以上も百年でももつと思います。この時代の、私もこの時代、よく建築現場にアルバイトで行っておいりましたけど、やはりこの時代にできた建物というのは、現場でコンクリートを練ってやっておいりましたので、もうしっかり詰まっていけない分野が多々多いです。そしてこの建物だけじゃないと思うんです。この年代にできた建物は、ほとんどこのような状況であると私はそのようにとらえております。

やはり行政としては、短期・中期・長期、そういった計画を立てて運営していかなくては、安心して子どもたち、未来の子どもたちを育てることはできません。

今この分野においてはこれでよしとしますが、そういったやがて十年というのはあつという間に過ぎてしまいます。そういった分野においては、質問も出てきておりますけれども、しっかりとした目

標を立てて、安心な学校運営をなしていかなければならないと思います。

そういった意味でいけば、建てかえの計画を今から立てていかなければいけないのではなからうかと思いますが、それについてお答え願います。

○教育長（小倉寛恒君） これまで旧三町でそれぞれ計画があつたと思いますが、これから始良市として、これら一律にこの今全体の学校の建物について眺めて、そしてまた必要な耐震工事なども行っているわけですが、今後今おっしゃるように、中長期的な展望の中で大規模改造の必要なもの、これは計画を立てて詰めていきたいということも考えているところでございます。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

○二九番（森川和美君） ほとんど私が尋ねてみたいようなことも出ておりますが、二、三お尋ねしますが、やはりこの件については冷静かつ慎重に、そして安心安全な教育環境という観点からすると、余り危険をおおつてもいけないし、しかしまた、余り侮つてもいけないということで二、三お尋ねをするんですが、先ほどからこの耐震の関係だけで今回の補正の論議がされているような気がするんですが、そこでお尋ねをしたいのは、県のレベルの診断判定委員会だけのお話が出ています。国のこの文科省あたりには、このことは取り上げて、また新たな観点からの診断とか、意見とか、そういうのをされたのかどうか。それから、この工事を始める、この関係する教室の数はどれぐらいなのか、教室。それと、先ほどから出ているように、学校をつくられてから四十五年たつていてということなんですが、経費面を頭に入れ込むと、どうしても私はこれ

は少ないほうのほうで応急措置という形に傾いていく懸念がされるんです。そういうことは絶対はないのかどうか、まずお聞かせください。

○教育部長（二見康洋君） お答えをいたします。

このことが判明をいたしましてから、先ほどからお答えしておりますように、県の耐震診断判定委員会に対して現地調査をお願いするとともに、今おっしゃいました文部科学省のほうとも連絡をとり合いながら、このことについては進めてきております。

現に、二十二年度の耐震補強工事ということで、文部科学省から補助金をいただいて施工する箇所がこの五カ所でございます。その工事をどう進めていくのかということがまず一点でございます。

これにつきましては、文科省のほうも新たな補強工事をする事によって、今年度の工事、いわゆる耐震補強工事については終了というふうにならずと。ただし、その五カ所の結果こうであったので、建物全体の耐震診断をやり直す必要があるのではないかとということでしたので、改めて委託料をお願いをして、もちろん国のほうとも協議をしながら、新たな補助金申請といたしますか、事業として、もし補強工事をしなければならぬということであれば、診断の結果に基づきまして文科省のほうとも協議をしていくことは当然のこととして考えているところでございます。ですから県を通じてといたしますか、文科省とも連携をとりながら進めているということについては御理解いただきたいと思えます。

関係する教室につきましては、図面のほうの後ろから、写真の次のページにございますが、下のほうが今回工事をする箇所を示しております、建物的には校長室のほうが東側になります、校長室、

職員室、用務員室、あと普通教室が二クラス、それから理科室と、これの一階部分の教室でございます。その上に二階部分が乗っかっているということで、南面二カ所、北面三カ所を補強するというところでございます。

それから、経費の面につきましてですが、先ほど申し上げましたように、補助金との絡みもございますが、私どもとしては、どうしても緊急を要するということが今回補正をお願いいたしました。

先ほど笹井議員のほうからもありましたように、今回の補強はこういう形で済ませますけれども、もう一回耐震診断をやり直してきちんとした対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○二九番（森川和美君） 私がお聞きしたいのは、国のそういった専門、国は国の専門がいらつしやると思うんです。その方あたりに、ただ状況等だけでの判断じゃなくて、こちらから経費を払って来ていただいて、県の方と一緒に専門官とそれをきちつと判断していただくということをされるべきだと思っておりますが、そのことを再度お聞きしたいと思います。

それから、上村議員からあったと思いますが、このことに対してのいわゆる父兄の方への周知を徹底するということでしたけれども、これはどのような形で周知徹底されるのか。やはりそのような工事が始まると、非常にいろんな情報が錯乱すると思うんですよ。あんなげなど。これでよかじやろうかとかね。そういったものが余り広がらないうちにきちつと子どもたちに話をしてはもうあれでしょうから、父兄の方にわかりやすく丁寧に、どこか集まっていたいて

説明をするということは考えないかどうか。

それと、これが耐震工事が始まった期間はどれぐらいの期間で終了させるのか、そこらが積算されているか、期間がある程度煮詰まっておるのかどうか。

○教育部長（二見康洋君） お答えをいたします。

当然、この耐震補強につきましては、国の補助、文科省の補助金がございますので、そこを通じていろいろ対応していくことになりませんが、先ほどから御説明しております建築物耐震判定委員会、これは鹿児島県の場合には鹿児島大学の名誉教授の徳広教授、それから鹿児島大学大学院理工学研究科の皆川先生、それから塩屋先生という方々が、この判定員に鹿児島県の場合、なつていらつしやいまして、私どもとしては、ここにお願いを耐震診断判定を行つていただくということで、その結果をもとにして文科省のほうと協議をしておりますことになろうかと思ひます。

耐震診断の期間につきましては、診断には約三カ月の期間を要するといふふうになっております。予算が可決され次第、早急に取り組みをしたいといふふうに思ひます。

あと保護者のほうへの周知等についても、今後検討してまいりたいといふふうに考えております。学校のほう、子どもたちのほうは既にこういう状況にあるというのは目の当たりになっておりまして、いろいろな状況説明もしているところでございます。工事現場でありますので、それに近づけないような安全策等も今講じているところでございますが、説明会等検討してみたいといふふうに考えております。

以上、お答えとします。

○二九番（森川和美君）

最後になりますけれども、最初の補正段階では二百五十万円、そして今回さらなる補正として一千五百五十二万円ですね。――前回は百五十五万二千元ということですが、今回の追加補正のいわゆる積算根拠ですか、そこを最後にお示し願いたいと思ひます。

○教育部長（二見康洋君）

予算につきましては、先ほど申し上げましたが、当初のいわゆる耐震工事につきましては、入札によりまして、この五カ所の工事が五百四十六万円ということに発注をしております。

今回二百万円追加をお願いしておりますが、予算残額等がございまして、今回の補強工事の分がおよそ二百八十万円程度にかかるのではないだろうかということで、予算残が八十万円ほどありましたので、二百万円を追加してお願いしている状況でございます。

細かい設計の数字につきましては、担当係長が来ておりますので答弁をいたさせます。

○教育部教育総務課教育施設係長（吉田 孝君）

質疑のほうは、多分診断のほうの予算だったかと思ひます。当初の百五十五万円というの、耐震診断のみでありまして、補強計画、設計まで入れますと三百五十万円程度かかっております。

で、今回二百五十万円と上げておりますのは、前回行いましたデータがかなりあるということで基準にのつとつて積算をしますが、依頼度的なもの、かなり参考資料があるということ、そこで掛け率を掛けまして、従来かかる耐震診断、補強計画設計よりはかなり低く抑えたところで積算をしております。それで業者等々と協議を今から進めてまいることになります、従来よりは安いところで積

算をしているというところですか。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となつています議案第六五号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第四号）は、会議規則第三十七条第三項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によつて行ひます。議案第六五号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第四号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第六五号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第四号）は原案のとおり可決されました。

△日程第一五 常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（兼田勝久君） 日程第一五、常任委員会の閉会中の継続

審査の件を議題とします。

総務常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第百四条の規定により、お手元に配付しました継続審査・調査事件一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。よつて、総務常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第一六 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）

の調査の件

○議長（兼田勝久君） 日程第一六、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第百四条の規定により、お手元に配付しました継続審査・調査事件一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。よつて、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第一七 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（兼田勝久君） 日程第一七、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第四百四条の規定により、お手元に配付しました継続審査・調査事件一覧表のとおり申し出がありました。お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第一八 議員の派遣について

○議長（兼田勝久君） 日程第一八、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣の件について、会議規則第六十条第二項の規定によって、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行動計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は議長に委任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後 三時 二分休憩

午後 三時 四分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま総務常任委員長より、発議第一〇号公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書が、市民福祉常任委員長から発議第一一号三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第一、追加日程第二として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第一〇号と発議第一一号の二案件を日程に追加し、追加日程第一、追加日程第二として議題とすることに決定しました。

△追加日程第一 発議第一〇号公共交通機関への支援を含む

総合的な交通体系の構築を求める意見書

○議長（兼田勝久君） 追加日程第一、発議第一〇号公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書を議題にします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第一〇号は、会議規則第三十七条第三項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第一〇号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。総務常任委員長、登壇してください。

「総務常任委員長有馬研一君登壇」

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長降壇ください。

討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。発議第一〇号公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第一〇号公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書は

原案のとおり可決されました。

△追加日程第二 発議第一一号三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

○議長（兼田勝久君） 追加日程第二、発議第一一号三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書を議題にします。お諮りします。ただいま議題となっております発議第一一号は、会議規則第三十七条第三項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第一一号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

市民福祉常任委員長、登壇してください。

「市民福祉常任委員長横山 弘君登壇」

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長降壇してください。

討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。発議第一一号三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第一号三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書は原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（兼田勝久君） これで本日の議事日程は全部終了しました。したがって、本日の会議を閉じ、平成二十二年第二回始良市議会定例会を閉会します。

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

午後三時八分閉会